

議事日程(第2号)

令和元年12月11日 午前9時開議

日程第1	一般質問	
日程第2	議案第97号	町道の路線認定について
日程第3	議案第98号	町道の路線変更について
日程第4	議案第99号	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
日程第5	議案第100号	日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6	議案第101号	会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第7	議案第102号	日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第103号	日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第104号	日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第105号	令和元年度日南町一般会計補正予算(第6号)
日程第11	議案第106号	令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第107号	令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第108号	令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第109号	令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第110号	令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第111号	令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第17	令和元年陳情書採択	第7号 日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1	一般質問	
日程第2	議案第97号	町道の路線認定について
日程第3	議案第98号	町道の路線変更について
日程第4	議案第99号	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
日程第5	議案第100号	日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6	議案第101号	会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第7	議案第102号	日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第103号	日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第104号	日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第105号	令和元年度日南町一般会計補正予算(第6号)
日程第11	議案第106号	令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第107号	令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第108号	令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第109号	令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第110号	令和元年度日南町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第111号	令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第17	令和元年陳情書採択	第7号 日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書

出席議員(10名)

1番 大西健 保君 2番 古都勝 人君
3番 岡本健 三君 4番 荒木博君

5番	櫃	田	洋	一	6番	岩	崎	昭	男
7番	近	藤	仁	志	8番	久	代	安	敏
9番	坪	倉	勝	幸	10番	山	本	芳	昭

欠席議員（なし）

欠 員（0名）

局長	花	倉	幸	江	君	書記	花	倉	順	也	君
町長	中	村	英	明	君	副町長	丸	山	下	上	君
教育長	伊	田	典	穂	君	総務課長	丸	山	下	上	君
企画課長	伊	田	延	郎	君	教育次長	丸	山	下	上	君
住民課長	伊	田	延	郎	君	病院事業管理者	丸	山	下	上	君
農林課長	伊	田	延	郎	君	病院事務部長	丸	山	下	上	君
建設課長	伊	田	延	郎	君	福祉保健課長	丸	山	下	上	君
保育園長	伊	田	延	郎	君	会計管理者	丸	山	下	上	君
農業委員	伊	田	延	郎	君		丸	山	下	上	君
会事務局長	伊	田	延	郎	君		丸	山	下	上	君
	松	本	直	道	博		長	崎	み	よ	君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君）おはようございます。
 ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、令和元年第8回日南町議会定例会を再開いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山本 芳昭君）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

タブレットの一般質問ファイル8ページをお開きください。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）おはようございます。日本共産党の岡本健三です。12月の定例会一般質問をさせていただきます。

私は、次の3項目について質問いたします。1つ目に給食費無償化による子育て支援、2つ目に会計年度任用職員制度の問題と対策、そして3つ目に国民健康保険税（国保税）の18歳以下の均等割減免、この3つです。

まず初めに、給食費無償化による子育て支援についてお聞きします。さて、皆様よく御存じのとおり、日南町ではさまざまな子育て支援策を実施しています。町のホームページ「日南町まるごとバンク」の子育てから、子育て支援・制度のページをごらんいただくと、お子様がお生まれになる時の妊婦歯科健診費用助成、出産祝い金などから始まりまして、保育料完全無償、放課後児童クラブ、小・中学校の通学定期代費用の助成、高校生通学費用等助成まで、お子様の成長を見守るように、さまざまな子育て支援制度が設けられています。これは現在、町に住んでいる方の子育て支援として、また、日南町へ移住を考えていらっしゃる子育て世代の方たちへも訴えかける内容ではないでしょうか。日南町の子育て支援策については、前述のホームページに加え、町政のしおりにも詳しく書かれております。

さて、このように数々の子育て支援を行っている日南町が、なぜか給食費については、いまだに給食法で定められた額を律儀に保護者の方たちから徴収し続けています。日南町が農業の町、つまりは食を中心に据えた町でありながら、義務教育の基幹である食育について、いまだに義務教育にあるまじき有料の状態を放置しているのはいかがなものかと思っております。他の施策とあわせ、子育て世代の移住定住を促すためにも、給食費無償化が有効ではないでしょうか。給食費の問題は本来、教育長の御所管かと思いますが、子育て支援による子育て世代の移住定住促進策という側面もございますので、町長と教育長、お二方の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度の問題と対策についてお聞きします。会計年度任用職員について、先日の全員協議会でも執行部から御説明があり、また、本日の議案にも条例改正案が上程されております。

重複にはなりますが、簡単にこの制度について説明します。この制度は、法改正により、来年度から導入される制度で、現在の臨時職員、非常勤職員など、役場の非正規職員の方たちの多くが、来年度4月からこの会計年度任用職員に転換します。日南町では、職員の方の4割弱が非正規職員ですので、多くの方に関係する重要な問題と言えます。

私の一般質問ではこの制度について基本的な点を幾つかお聞きします。

まず初めに、会計年度任用職員の制度導入に伴い、増大する財政負担についてお聞きします。会計年度任用職員制度の目玉の一つは、1年ごとの昇給の実施、期末手当、退職手当の支給など、非正規職員の方の給与面での待遇改善です。もし会計年度任用職員へと転換することで全ての非常勤職員の方の待遇が改善されるのであれば、当然、町の財政負担がふえるはずではあります。この点に関する町の対策をお聞きします。

次に、制度を変えるとき、個々の職員の方たちの任用条件が変わることもあると思えます。個別の任用条件について、転換の際にどのような対策、あるいはどのような御配慮がなされることになっているか、お聞きします。

3つ目に、会計年度任用職員の制度でも、依然として正職員の方との格差、例えば任期が最長でも1年間であるということ、再任用のたびに試用期間が設けられるということ、それから、民間と異なりまして、5年間継続して勤務されても、無期雇用、つまり正規職員、無期雇用へと転換されないということなどがございます。このような正職員との格差を埋めるために、どのような対策を考えておられるかお聞きします。

最後、3つ目に、国民健康保険税、以下、国保税と略しますが、国保税の18歳以下の均等割減免についてお聞きします。

9月議会の一般質問で、日南町では年間およそ100万円で、18歳以下の全てのお子さんについて、国保税の均等割の全額免除ができるとの御答弁をいただきました。同時に、これには費用をかけてコンピューターのシステムを変更するか、もしくは手作業による個別の減免処理が必要だとの御答弁でした。一方で、全国では、少なくとも25の自治体でお子さんに対する国保税の均等割の減免を実施しています。全国知事会もこの数年、毎年、子供の均等割減免を国へ要望しています。全国知事会のほかにも、令和元年度は全国市長会、全国町村会も含めた、いわゆる地方三団体がそろって同様の要望を出されております。

そもそも均等割とは、納税能力に関係なく、国民一人一人にかかる人頭税のようなものです。生まれたばかりの赤ちゃんにもいきなり1人分の均等割、令和元年度の日南町の場合では2万9,100円ということになると思うんですが、これが課税されます。子育て支援の面からも、このような理不尽な税制は改めるべきです。鳥取県では、子供の均等割減免に踏み切った自治体は、いまだにありません。ぜひ、地方三団体の要望に裏づけを与えるためにも、日南町が先陣を切って子供の均等割の減免に踏み切るべきではないでしょうか。なぜなら、日南町では、先ほども申し上げましたとおり、年間およそ100万円で18歳以下へのお子様への均等割の全額免除が可能だからです。もちろん、少額とはいえども、大切な税金や交付金です。たとえ1円でも無駄に使うわけにはいきません。それでも、100万円で子育て支援が実現でき、鳥取県内で初となる国保税の均等割の減免を実施し、地方三団体の要望を後押しできると考えれば、これは決して無駄な出費ではないのでしょうか。この点、ぜひ町長の御所見を伺いたいと思えます。

以上で最初の質問は終わります。

○議長（山本 芳昭君）執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）岡本健三議員の御質問にお答えします。

なお、1項目めの給食費の無償化につきましては、教育長のほうから答弁いたします。ただ、先ほど議員のほうから、教育長及び町長と両方の者の見解を答弁してほしいという内容がありましたので、教育長のほうから説明しますが、基本的にはその内容と同じ考え方を私自身も持っておりますので、あらかじめ申し添えておきたいというふうに思っております。

基本的には、無償化につきましては慎重に考えたいというふうな内容のものですけれども、同じような内容であります。現在、食材というものに対しての購入費の負担をさせていただいてるって話でありますので、それ以外のものにつきましての人的費的なことだとか、そういったところは公費のほうで賄っておるっていう実態がありますので、いろいろの御意見があるのかというふうに思っておりますが、通常、誰もが食べる食材でありますので、その部分のみはお願いをしたいというふうに私自身も思っております。

続きまして、会計年度任用職員の導入に係る財政負担及び任用条件、正規職員との格差という御質問をいただいております。各自治体において、異なる非正規職員の勤務条件を統一し、従来の正規職員と、新たに任期つきではあります、非正規職員を地方公務員法

で定め、地方公務員として位置づけられた会計年度任用職員制度が、令和2年、来年ですが、4月からは同一労働同一賃金の取り組みの一環としまして、勤務条件や給与の決定ルール化、休暇などの福利厚生条件を明確化、身分保障規定を適用するなど、非正規職員の雇用条件の見直しが行われました。

新たに制度開始に伴う財政負担についてでございますが、任期の更新による昇給、手当等の制度化に伴いまして、人件費の増加が見込まれます。国への財政支援の要望を行いながら、町におきましても、ICTの活用や民間委託の推進による業務改善を推進し、財政規模に適した人員配置に努めていきたいというふうに思っております。

また、任用条件でございますが、パートタイム及びフルタイムの制度区分となりまして、任用期間や就業時間、従事すべき業務の内容や給与、手当などを明示することが必要となります。制度の開始時の任用の更新におきましては、現在勤務されております嘱託職員等の意向を聞きながら、任用条件と同等以上の処遇となるよう、給与の格付の設定を検討しておるところであります。

正規職員との格差ということでございますが、職務の内容や責任の程度などについて、一概に常勤職員と比較することは困難であります。このたびの制度化によりまして、昇給や各種手当などの支給、正規職員と同等の基準により、保障される内容があります。格差是正された条件もあります。今後も、地方公務員法の改正趣旨に沿いました制度運用に努めていきたいというふうに思っております。

続きまして、国保税の関連の18歳以下の均等割減免措置の実施についてでございますが、18歳以下の国保加入者は、8月末での数字ではございますが、50名であります。そのうち7割軽減が11名、5割軽減が10名、2割軽減が6名でございます。いわゆる軽減されていない方は23名であります。結果的には、半数以上の方は、所得状況によりまして、制度の中で減免を受けています。

国保加入の18歳以下全ての均等割を免除することに対しましては、慎重にすべきと考えております。都道府県が国保の財政運営の責任主体となる、いわゆる県の一元化になったことから、今後、保険料水準の統一に向けた議論も進むことが想定されます。その中で、鳥取県の国保として検討すべき課題だというふうに考えておるところであります。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきますけれども、給食費の無償化につきましては、教育長のほうから答弁します。

○議長（山本 芳昭君）伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）それでは、岡本健三議員の御質問にお答えいたします。

子育て支援策として、給食無償化が有効と考えるという御質問についてですが、先ほどもおっしゃられたとおり、本町はこれまでにさまざまな子育て支援を実施し、保護者の経済的な負担軽減を行ってまいりました。ここ近年では、高等学校の教科書や通学費等の助成、そして、今年度より小・中学生の通学定期券等の減免にも取り組んでいるところであります。このように、子供1人当たりのかなりの金額をかけて支援を行っていると考えております。

現在、本町では学校給食を学校給食法等法令に基づいて運営をしております。給食センターの施設設備の管理、給食の調理、運搬等に関する経費は町が負担し、食材の購入費を給食費として保護者の皆さんに負担をいただいております。また、経済的に困りの御家庭に対しましては、給食費の助成を行っております。

このような状況の中、給食費の無償化に取り組むことが子育て世代の移住定住の促進等につながるのかは、いろいろな考え方や状況もあり、はっきりとは言えないというふうに捉えておりますが、一方、無償化に係る経費が町の一般財源に及ぼす影響や、学校教育費に占める割合が大きくなる等の課題が出てくると考えております。しかしながら、食材の購入費として負担をいただいている給食費の無償化については、法の趣旨を尊重しながら、部分的に軽減できる方法はないのかなど、今後も社会情勢や近隣の他町村の動向を見ながら、引き続き議論を行ってまいりたいと考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）再質問がありますか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）じゃあ、順番に、給食費無償化による子育て支援から再質問していきます。

初めに、一応確認なんです。これ、前回、6月の定例会でも質問したことなんですけれども、今、教育長から法の趣旨に沿ってということ御答弁あったんですが、法の趣旨は私もわかってはいるんですけども、ただ、給食費無償化自身が法の趣旨に反するものではないということちょっと最初に確認しておきたいんですけども、どうでしょう

か。

つまり、6月議会でも言いましたけども、文科省に学校給食費の徴収管理上の疑義についてということで問い合わせが行って、文科省のほうからは、食材費の徴収というのを必ずしなければいけないというわけではないという、法の趣旨というのには、給食費の食材費を徴収することができるけども、別にそれは必ずしなければいけないわけではないんだという、そういう返答が返っております。そういう理解でよろしいでしょうかということなんですけど。

○議長（山本 芳昭君）どちらですか。

中村町長。

○町長（中村 英明君）法の趣旨からいきますと、確かにおっしゃられるとおりに思いますので、ですから、通常は徴収しても、すべきという表現はちょっと好ましくないのかもしれませんが、負担をしていただきますと。ただし、いわゆる政策的な見地だとかいうことの中で無償化っていうことはできる規定ではないのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ありがとうございます。それ、最初に確認させていただいたんで、よかったです。

それで、では、本題のほうに入っていくんですけども、まず、日南町で給食について、さまざまな工夫をされてると思うんですけども、これについて教育長か、あるいは教育次長から教えていただきたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。日南町での給食についてということで、給食の提供におきましては、現在、特に米飯給食ということで、日南町産米を使った給食の提供、他市町村ではパンの提供等もございしますが、本町では年1回しかパンの提供はしておりません。全て日南町産のお米を使った給食を提供したりしておりますし、日南町の食材を使って、これもJAさんのほうと連携をして、給食の提供等を行っております。そのようなところは、町として工夫をして提供をしている部分ではなかろうかと考えております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）そうですね、日南町産のお米をほぼ1年間、パンとあと麺が年に1遍あるということは伺ってますけれども、日南町産のお米を使って、それと、JAさん、女性部さんになるんですかね、連携して、できるだけ町の食材を使って給食を提供して下さってる。

それと、私、ちょっとこの間、試食会に参加させてもらいまして、栄養教諭の方のお話もお聞きしたんですけども、日南町でやってる給食の調理担当の方が非常に給食のことに関して理解があって、この間も手づくりのカボチャコロッケというのが試食会で出て、私も食べさせてもらったんですけども、非常においしいコロッケが出てますね。アンケートなんか見ても、非常に保護者の方たちもすごく満足されてるという形で、非常にいい給食が、何ていうんですかね、提供されてると思うんですけども、このようなこういう給食の工夫っていうのが、子育て世代の移住定住に対して、一つのアピールになるんじゃないかと私は思うんですけども、その点についてはどう思われますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。日南町、先ほども言っていたいただきましたが、いろいろな工夫をしながら給食の提供をしております。この給食において、移住定住の促進へ直接つながっているかどうかというのは、私もアンケート等とはっておりませんし、直接的な声は聞いてはおりませんが、移住定住におきましては、やはりいろいろな理由があるのかなというふうに思います。日南町ですので、豊かな自然であったりとか、あるいは就職、仕事のことであったりとか、いろんなところに魅力と必要性を感じて定住をされてきていると思いますので、直接的にこの給食費の無償化等について魅力を感じてっていうのは、なかなか言えない部分があるのかなというふうに考えてはおります。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）おっしゃるとおり、確かに直接どれだけの効果があるかっということは、ちょっと私もはっきりとは正直言われないですし、本当はもうちょっとアンケートなんかをしっかりと、この辺を、空き家とか、定住を希望されてきた方の定住する理由、定住しない理由なんっていうのを教えてくださいっていうようなこともちょっとお願いしたことはあるんですけども、それはともかくとしまして、ただ、非常に魅力がある給食を今、提供されてると思うんです。もちろん、これ以上の工夫というのも、例えばほかの自治体では無農薬の有機米を全部提供してると

かっというように自治体もありませんし、そういったことをして、さらにアピールするようかなものにしていくという手も考えられるとは思いますが、いづれにしても今、非常給食ができてるので、これを、これだけよい給食を無償で提供しますよというところで、どちらかというと、それを一つの、何ていうんですかね、移住定住を求めためのセールスポイントにしてほしいというのがどちらかというと私の考えなんですけれども、いかがでしょうか。そういうふうには給食の内容と無償化とあわせて、町のセールスポイントとして打ち出すということにはできないものでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）御意見ありがとうございます。基本的には、日南町産のお米はもちろんのことでありますし、野菜も含めてですが、どういまいしょうか、魅力あるものだというふうには思っていますし、それがアピールにつながれば一番いいというふうには思っています。ただ、常時食べてる私たち自身も、おいしいと思ってるんですけど、それが普通だというふうな今、状況にあるのかなというふうには思っておりまして、ただ、外からいやあおいしいですが、ウターンだ！ターナだ！というお子さん、あるいはお父さん、お母さんも、食べてみられるとやっぱり違うよねというの、新たな発見はできるんだろうなというふうには思っていますし、それが、どういまいしょうか、本当はおっしゃられるように、情報発信という形の中でアピールはしていかないとけない一つの項目かもしれませんというの改めて感じましたが、ただ、それを無償化と連動するって話は少し違うような感じがすると思います。それは、できればそれも一つのあり方かもしれませんが、現時点ではそこまでの考えは持っておりませんので、お伝えをしておきたいというふうには思っています。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）先ほど日南町の魅力、食の魅力について問われたんですけれども、地産地消率というのを県は出しておりまして、日南町はほぼ26年度から70%を超える数値が上がっております。県平均よりも上回る数値の中で、県内産44品目について、かなり力を入れて取り組んでいるということになるかというふうには思っています。昨年度1年間、私も給食をいただきましたけれども、非常に地産地消の44品目にはない食材、つまり山菜であるとか、ワラビであるとか、日南町でしか食べられない食材が給食の中に入っていると。確かに44品目だけで語れない、そういった工夫を給食はやっているなというふうには思っています。

ただ、その質の向上についてのPRが、毎回子供たちに向けては、きょうの食材の中に県産の食材はこれが入っているというような形でお便り等々は出しますが、公にアピールをするというところについては、これまでの取り組みの不足はあるかなというふうには思っております。そういった質の向上、日南町の食の魅力、食材の、給食の魅力をしっかりとアピールをしながら、先ほど町長も話として上がっておりますが、無償化とイコールではなく、やっぱりそこあたりが、日南町の給食はおいしいというところで、子育て支援のそういう拡大につながるよう努力をしてみたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ありがとうございます。アピールはぜひしていただきたいです。

無償化についてはちょっとかなり抵抗があるようなんですけれども、財源のこともいろいろあるかと思うんですが、ただ、私としては、これで無償化終わりにしますけども、一つちょっと思うのは、この間、たまたまですけども、国の保育料の無償化ということがあったわけで、これで子育て支援のために使った財源の一部、たしかいつだったかの御答弁で、大方1,000万が浮くというようなお話があったと思います。これもたまたまですが、給食費無償化に係るのは大方1,100万というぐらいで、大体比較的同じぐらいな金額がかかります。せっかく同じ子育て支援の中で、この浮いたお金を使っていたらいい。だから、そういう意味では、この給食費無償化に浮いたお金を使っていたらいい。ぜひ食材のよさとあわせてアピールしてもらいたいというふうには考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）数字の動きの変動につきましては、そういう流れも想定できるかなというふうには理解しますが、改めて申し上げますけれども、現時点におきましては、その考え方は今はないということでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）そうしたら、次、2番目の会計年度任用職員制度の問題と対策についての再質問なんですけど、後で、条例改正案を見て気づいたことがあるので、ち

よつと質問の通告とはずれてるんですけども、最初に基本的なことをお聞きするんですけども、来年度から会計年度任用職員として採用される方の人数というのは何人くらいになるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）採用人数につきましては、今後、予算要求があつて、予算編成の中で決まってくるものだというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）非常に慎重な答えで、ありがとうございます。ただ、現実的には、恐らく今、臨時、あるいは非常勤で任用されてる方の大部分は会計年度任用職員に移るということで、全体の職員の4割弱の方が会計年度任用職員に移るというふうに思いますが、要するに何が言いたいかという、人数的にかなりのボリュームになるわけですが、この方たちを任用する根拠となる条例というのはあるんでしょうか。

説明があつて、あれですかね、ごめんなさい。つまり、正職員は地方自治法で決められてるとおり定数条例があつて、定数条例に従つて、正職員の方、任用されております。ただ、これは今の臨時職員、非常勤の職員の方もそうなんですけれども、この定数条例よりもうんと多い数の職員の方が結果として今任用されてるわけですが、その根拠もよくわからないですし、今度、会計年度任用職員ということに変わるんですが、定数条例の改正案拝見しましたけれども、非常に何というんですか、小規模な改正で、ただ、臨時職員、非常勤職員つてあつたところを会計年度任用職員に言葉を変えらるというだけの定数条例で、定数そのものは変わらないというような提案がされてますけれども、それだと、これだけの数の4割弱、非常にたくさんの方の職員を抱えるということの根拠はどこにあるのかというふうに考えてしまうんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）職員の定数条例にうたつております職員については、いわゆる常勤の正規の職員ということでの定数になります。いわゆる従来の臨時職員、嘱託職員等の非正規部分については、定数外というふうなことで考えております。

ただし、では、適正な規模というふうな御質問だと思いますけども、これについては私の知る限り、定めたものはないというふうに考えております。あくまでも事務補助的な形で採用を行う。今回この法律で定められた任用方法ということで、選考によって任用ができるというふうなことでありますけども、その数、枠の制限なり、適正な数なりというふうなものはこれまで見たことがございませんので、ないのではないかとこのように考えております。それぞれの自治体が必要な事務補助の非正規職員で賄えない部分の補助的な業務として雇用を行つておるものだというふうに理解をしております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）それは、ただ、どうなんでしょうか。そもそもの地方公務員法とか地方自治法の趣旨からして、どうなんでしょうか。つまり、結果的にこれ、もう臨時職員の方がおられるので、実際問題としてその方の首を切ってくださいとかつていうわけではもちろん全然ないんですけども、そもそも論として、そういう任用の仕方をしていくと、結局条例で定めてない方がどんどんどんどん、理屈上は、予算の許す限り幾らでも、予算の許す限りというか、予算の審査がありますので、議会のチェックがノーチェックになるというわけではないんですけども、実際上は議会の意思にかかわらず、職員の数をふやせてしまつてしまうというふうな状況になってしまうわけですが、現に今、そういうような状況にもなつていっているようにも思えるんです。これはちょっと議会側の問題なのかもしれないんですけども、そういう状況で今運営されてるというふうに、定数については自主的に会計年度任用職員の部分、あるいは臨時職員の部分については、実質的に議会とはもう離れて、独立にどんどん任用してるといふような理解でいいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）できる規定は確かにそういう形になるかもしれませんが、逆に減らす規定も当然できますので、ですから、上限を決めてるわけでもないというふうに思っておりますが、課長が言ったように、基本的には事務補助的なところの役割つていうのを担っていただくつていうのが今までの考え方ありますので、ですから、期限も長期的ではなくて、1年とかそういう形の中で、いわゆる雇用契約的なところの中で動いておりますので、そして、人数がどこまでも走れるかといへば、それはできないことではないというふうには思いますが、とはいいながら、やっぱり人件費的なところの制約ももちろんありますので、そういう範疇の中で今までが来てるというふうに御理解いただきたいと思つてますし、これからも一定のといひましようか、事業の進行上のあり方の中で必要なものつていうことが出てくるというふうに思つておりますので、そしてまた、どういひましようか、これからの時代の中で事業自体も変遷がどんどんどんどんしていかないといひな

い状況にありまして、その経過が、そういうところで、お手伝いの、事務補助的なところは今までもお願いを、今回、この場合、会計年度、その中で、そういうあり方も見直す中で、多少やっばり正規の職員と同じかなというふうにも含めて、福利厚生的なふうにも含め、どういたしまして、身分的な保障が上がるから、定数的な人数に近づきませんと、現在もありませんし、次回の、来年度からの根拠となる定数的なものはあります。ということでお伝えしておきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）事務的補助、短期ということでしたけど、短期ということについては法律上変わらないんですが、1年ということ、ただ、事務的、補助的と言ったのが、実際にはもう何年も働いてやられて、ほとんど正職員と変わらないような職についておられるから、身分を見直そうという、そういう動きだと思うので、ちょっと疑問には思うんですが、これは最終的には議会として条例を通すかどうかということになってくるので、ちょっと一般質問では余りこれ以上は聞かないことにしますけれども。

それで、ちょっとじゃあ、通告した質問のほうの再質問に行きますけれども、まず、財政的負担なんですけれども、財政的な負担がボリュームとしてはどのくらいなのかということ、制度導入のために、システム変更などの費用というのは、どのくらい必要なのかということ、そのあたりのことをちょっと教えてください。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）財政負担のボリュームというところでございます。具体的には今後、予算編成の中で当然決まってくるので、なかなかはっきりしたことを申し上げにくいんですが、仮に今現在働いていらっしゃる方がそのまま全員の方が新しい制度に移行された場合というところで仮定をしたシミュレーションはつくってございます。本年度、今現在では69名の方が働いていただいております。その方がそのまま来年度新制度に移行した場合の財政負担の増という数字ですが、これもまだ、給与の位置づけをどうするかということも今後の予算編成の中での話になってまいりますけれども、多い場合、最大の場合を想定したもので、年間、令和2年度ベースで試算しますと、1,800万ぐらいの増加になります。こちらにつきましては、給与、手当だけではなくて、共済組合に入られる社会保険や共済費の事業者負担分も含めたものでございます。これを昇給制度がある中で5年間運用した場合、5年後には3,800万ぐらいの増加になるというふうなことを試算しております。あくまでも概算です。

そのほか、システム変更に係るものということ、今回、会計年度任用職員さんの給与計算の関係でシステムを入れるかどうか、まだはっきり結論出しておりませんが、システム会社のほうからはシステムの提案はいただいておりますけれども、現状の正職員のシステムの中で運営ができるかどうか、今チェックをしておるところでございます。

そのほかでいいますと、財務の関係で、今回、賃金という費目がなくなること、今後は給与なり手当、報酬という呼び方の費目に全て変わること、そういう形の財務のシステムの更新が若干、数十万単位での更新を必要だということをお伺いしております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）岡本議員に一言申し上げます。先ほど通告以外のことを質問したというような発言をされたと思っておりますが、私といたしましては、通告の中で聞かれたというふうに理解をしておりますので、会計年度職員の。そういうふうに理解しております。通告の中で質問をされたというふうに理解をしておりますので、お願いいたします。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ありがとうございます。

年間1,800万円上限ということでしたけれども、5年後には3,800万円という、かなりのボリュームなんですけれども、それで、国のほうは、法改正をするに当たって、この財政上の問題を当然認識していると思うんですが、現在までに国のほうからはっきりした方針というのは出てきてないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）具体的な方針はまだ私のほうでは確認をできておりませんが、制度を創設する中で、やはり地方からいろいろ声が上がってくる中で、基本的には地方交付税で対応するんだというふうな考え方をお持ちのようには伺っておりますが、具体的にどういった部分を補填をされるつもりなのかということ、それがまだわかっていない状況です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）地方交付税ということで、ぜひ、そういうふうになるように、国には引き続き要望をしていっていただきたいと思ひます。

それで、次に、（1）番の中で、一応確認なんですけれども、人件費がちょっと膨らむと、業務改善と人員配置の調整に努めるということでありませうけれども、この業務改善と人員配置の調整というのは、具体的にはどういうふうなことをされるのか。この調整が給与の減額につながったりするおそれはないのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）業務改善なり、業務の調整と申しますのが、今ちょうど、本年度、行財政改革の計画を来年度から回すような形で審議会が持たれております。その中でも、いわゆる業務改善という部分につきましては、議論をいただいております。いわゆるITやAIシステムを使った業務の機械化でありますとか、そういったことは今後やっぱり考えていかなきゃいけないことだと思いますし、いろんな賛否はあるかもしれませんが、民間へのお願いできることを委託をしていく、そういった方向性も議論すべきところではないかというふうに思ひます。それとあわせて、今の役場の中の業務をさまざまに見直しをしながら必要な人員を雇用していくというふうな考え方の中で、予算編成の中でも議論をしてまいりたいというふうに思ひます。そういったあらゆる意味での改善を考えていきたいということでの答弁となっております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本 健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ちょっとやっぱり気になるのは民間委託ですよね。民間委託ということになると、安くは済むのかもしれませんが、業務の質であったり、一体どんな人が来るんだらうかということが、それこそ職員の方については、試験を通らなきゃいけないとあって、いろいろな厳しい制限がついてるわけですが、民間委託になってくると、そういう制限もなく、いろいろな方が来るということになります。実際には、この民間委託はどんな業務で、何人くらいというか、まだそこまで具体的なことはないのかもしれませんが、どういった業務が民間委託に可能だというふうに今考えておられるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）まだ具体的な議論はできてないというふうに思ひしております。行革の委員会の中でも、今、その項目についていろいろ意見をいただきながら、最終的にどういった答申を出されるかというところでの議論を進めておられるところだと思いますので、その答申を待って検討はしていきたいというふうに思ひますけれども、いずれにしても、民間委託ありきという話ではなくて、業務の効率化のためにはどういったやり方がいいのかということをしつかり議論をして、その結果として、もしかしたら民間委託があるのかもしれないということもございますので、考え方としてはそういうふうに思ひますので、御理解いただきますように、よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本 健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ありきではないということなんですけれども、本当に、何ていうんですかね、非常に大切な業務ですので、ぜひ慎重に、もちろん民間委託をもう進めてるような自治体もほかにあるという話を聞きますけれども、あんまりそれが成功してるという話も聞きませうし、ちょっとぜひ慎重にその辺は考えていただきますようにお願ひします。

それで、質問としては2番の（3）に移るんですが、同等の基準となるという任用条件もあるということなんですけれども、部分的にそのとおりだと思ひます。期末手当が出たり、福利厚生などの面でも有給休暇などの面でも同等になる面もあって、今よりはよくなるんだというところは非常によくわかるんですけれども、それでもやっぱり、繰り返しになりますけど、任期が1年で、試用期間があって、5年たっても正規にならないというような、その格差というものは依然としてあるわけですね。この根本的な解決策というのは結局、会計年度任用職員でなく、初めから正職員として採用するというのが、一番の解決策だと思います。それで、そのためには一つの方法が、やはり就職氷河期の世代の方を採用できるように、試験の年齢の条件というのをもうちょっとアップしてもらおうというのが一つの方法ではないかと思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）正規の職員の採用についてのお話がありましたけれども、現在、鳥取県の西部地域の町村の中で、統一した形の試験をしながら、一定のラインの点数を取得された方、あるいはどういまいしょうか、事務能力的なところとか、行政ですので。そういったところを加味しながら、正規の職員の採用の手順を踏んでおります。それ以外の面接とかいろいろありますけれども。そういった形で、今、一定の、どういまいしょうか、

能力のある皆さんという判断の中で正規職員を採用しておりますので、それを通していただくというのが現状の流れでありますし、今後もその必要性はあるというふうに思っております。

ただ、さっきおっしゃられましたように、氷河期の話が出ましたけれども、最近の一般論ですが、西部の町村の中でも、やっぱり試験を受けていただく方、申し込みされるといいう方の数がやっぱりどんどん減ってきているというのは現実でありまして、特に、一般職もそうですが、専門職あたりになると、なかなか採用申し込みがないというような状況が今生まれてきておりました、それがいいか悪いかは別として、それは民間のほうに行かれています、魅力があるという話だというふうには理解はしますが、とはいいいながら、できるだけ採用をしたという考え方はどこの町村もあるというものが現状であります。ただ、氷河期の話につきましては、現時点ではそのことが出てなくて、もしするんだら、来年度以降の中で検討の余地はあるのかなというふうには私自身は思っておりますが、ただ、それは全体のそれぞれの町村の定数管理も含めた形の中で検討されるべきかなというふうには思っておりますので、御承知のとおり、兵庫県の市ではかなりの方が募集があったというようないまの状態はお聞きしておりますけれども、その辺は西部の中でまた意見交換ができた中で、できるかできないかも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）そうですね、兵庫県の宝塚市の件は有名になりましたけれども、その後、ほかにも、滋賀県ですかね、たしか。県自体ですとか、あるいは滋賀県の甲良町というんですかね、「かぶと」に「よい」と書いて。そういうところで就職氷河期世代の募集を既に行っているようでして、これ、かなり広がってきて、これからもどんどん広がっていくんじゃないかと思っております。経験のある方を採用するというので、ぜひそういうことも積極的に考えていってもらえればと思います。

というのと、それと、やっぱりもう一つそれで問題になるのが、正規職員をその新しい方を入れるというのもそうなんですけれども、やっぱり現在働いている臨時職員の方、非常勤職員の方を、特に5年以上継続して働かれる方については、正職員に転換してもらいたいですし、実際問題として、それをやらないと、多分業務の継続性からいっても、ただ正職員だけをどんどん入れていくというようなことをして、臨時職員を減らしていくというようなことは、実際上、不可能だと思うんですよね。その方法というのはかなり難しいのかもしれないけれども、例えば、もちろん町独自ということではなくて、先ほどおっしゃった西部で統一した基準というもののの中で議論をしていただければいいんですけども、経験ですとか勤務成績というものを評価して、一部の受験科目を免除して、それで受験してもらって、合格したら正職員に転換するというような、そういうような可能性というのはないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今、採用条件の中で、結構、住所地要件だとか、いろんな条件があります。例えば、年齢ももちろんあります。ただ、今、最近では、全てではないですが、住所地あたりはもう制限を取っ払っております、といいますのが、先ほど申し上げましたように、試験を受けてくれる皆さんが少なくなったという背景の中で、以前は例えば町内に住所を置けることが条件だとか、そういったところがありましたけど、今は日南町の場合も、あるいは西部の町村も、全てとは申し上げられませんが、ほとんど住所要件はなくしたりとか、年齢もやっぱり上げてきたという経過があります。その中で、今現在の、どういんでしょうか、嘱託などの皆さんも、やっぱり受けていただくというところが、基本的には妨げるわけではありませぬので、ぜひとも挑戦していただきたいというふうに思っておりますし、また、現時点では一定の年齢制限を、やっぱり35とか、あるいは職種によっては取っ払っているという状況もありますので、ぜひとも正規の職員に向けての挑戦をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）当然ですんで、挑戦をするためには年齢制限は少なくとも上げていただかなきゃいけないということなんで、確かに年齢制限を上げれば、現在勤務されている臨時の方がそれを受けて、正職員にということも、もちろん可能性としてはあると思います。それができる方は、もちろんそういうふうには挑戦していただければいいんですけども、ただ、試験というのは、私もたまに試験を受けるんでわかりますけども、やっぱり得意不得意というのがどうしてもありまして、結果的に今、多分試験の得意な方しか公務員にはなれないという状況だと思っております、こういう状況を、本来いろいろもって試行錯誤して変えていっていいんじゃないかというふうに、非常に何というか、ある意味ちょっと無責任な考え方なのかもしれないけれども、特にそれで今、非常勤で

働かれてる方は、少なくとも勤務に関しては経験があって、しっかりした仕事をされてるという方もたくさんおられると思うんですね。そういうことを少しでも試験の中の評価に入れていくっていうようなことをちょっと西部の町村の中で提案していただくというわけにはいかないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）岡本議員、会計年度職員に対する質問であって、一般職員の採用の試験の内容についての今、質問のような気がするんですが、少しちょっと質問の方向を変えていただけないでしょうか。

○議員（3番 岡本 健三君）なら、私としては、会計年度任用職員制度に問題があるので、その解決策の一つとして申し上げてるということなんですけれども。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）なかなか全体の仕組みを総変えするっていうのは現実問題難しいだろうというふうに思ってますが、ですから、今までの嘱託、あるいは臨時的任用職員というところの中で、今度法律上、会計年度職員という形になって、少し、どういいますよ、給与の格付だとか、福利厚生の部分だとか、そういった部分が明確になった中で働いていただきたいというふうに思っておりますので、正規の職員のあり方は正規の職員の当然今までの流れもありますし、その中で変更していくっていうことは、将来的には部分的にはあるっていうふうには思っておりますが、現時点ではやっぱり現在のあり方を踏襲しないといけないという考え方を持っておりますので、そういう考え方を持っておりますので、お伝えしておきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ぜひ、ちょっといろいろなことを検討していただきたいと思うんですけれども、2番についてはこれで再質問終わって、次、3番の国保税の再質問に移りますけれども、まず、保険料水準の統一に向けた議論、この中で検討すべきということなんです、鳥取県の場合、この統一に向けた議論というのは、いつをめぐりなされるのか、それをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）今、御承知のとおり、国保、いわゆる県一元化になりました。国保のお財布といいますか、財政を今、県のほうが管理されておるといような状態になっておりますけれども、その中で、激変緩和という措置が令和5年まで続きます。これは、この制度改正といいますか、国保一元化になったのに伴って、保険料率が上がってしまう、そういったところに対する措置でありますけれども、それが令和5年に終わるんですが、その令和5年が終わるときが一つのタイミングかなというところで、今、県の中のほうでも、国保税、うちでいうと国保税ですね。その辺の統一に向けた議論等もされておりますので、そこらの中で、この案件につきましても、やはり一緒になって全部の市町村で取り組むのかどうかを含めて検討すべきということで、ここに書かせていただいたところでございます。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）なるほど、令和5年。たしか鳥取県、現在の国保の計画が令和2年まであって、3年ごとに計画を改定ということだったので、令和2年で一遍改定して、また令和5年で、その次にというような、そういう感じなんですかね。

その令和5年を目指してという、県のほうではそうやってることなんです、それは一体、日南町にとっては、いいことなんですか。そんなふうに、鳥取県の中でもいろいろな市町村がある中で、統一した保険料率にしてしまうというのは、好ましいことと思われるんでしょうか。それには積極的に統一してほしいという思いを持たれてるんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）いろんな考え方があると思います。まず、統一して、変な話、得する市町村もあれば、逆に、保険料が上がってしまう市町村も出てくるかもしれません。そのあたりにつきましても、やはり県下できちんと調整をとりながら話し合っ、全市町村が納得する形での統一に向けた議論をしていく必要があるとは思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）よくわからないんですが、そんなふうにして無理に統一するよりは、今までどおり町村ごとに、その個性ごとに必要な減免措置なども講じてやっていくほうがいような感じがするんですけれども、それはそれとして、それで、たとえば将来的に統一されるということがあっても、知事会ですとか地方三団体が子供の均等割の減免とか軽減ということについては要望しているわけです。ですんで、統一に先立って、お子さんの均等割の減免ということをやると、やってみる、そういう試みをするというのは、むしろ令和5年の統一へ向けてのすぐれた試みでもあると思うんですけれども、その

辺はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 地方団体の3つが共同の要望として上げてるっていうことは、やっぱりそれなり、どういまして、国保財政も含めて、必要なことだというふうな判断の中で、御提案のありましたように、20団体あたりが現在やっておられるという状況ではあるというふうにはお聞きしましたけれども、それよりも先行して日南町がそこをするっていう話は、本来あるべき姿は国がすべき事項だというふうに思っておりますので、その事項の中でやっぱり動くっていうところが、この内容の案件につきましては、そのような判断を私自身はしております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） ありがとうございます。非常に何というんですか、典型的なお答えをいただきまして、全部今、県なんかでも国がするって言ってるみたいですし、ただ、ここでちょっと考えていただきたいのは、やっぱり日南町は国ではないわけです。地方公共団体、町なんですね。地方自治法でもちゃんと定めてあるとおりに、町がやるべきことっていうのは、住民の福利の増進ということをするというのが第一に地方公共団体の役割なわけです。ですから、国がしないのであれば、なおさら町がして、それで、国に対して、こういう形が必要なんだということを示していくべきなんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 法の流れから考えると、最後の段階で、例えば今、現状におきましても、例えば基金を利用しながら、国保財政の最終的には保険料とかの負担軽減という形の中でやっておりますので、これから県下統一の形の保険料水準をするっていう方向の中で考えると、やはりその結果を踏まえながら、町内の皆さんの国保税の被保険者の皆さんに対して、どうだっていう、その段階で判断すべきだというふうに思っております。その中で、例えば一つの例ですが、基金を今、3億ちょっとあるというふうに思っておりますが、そういった利用の中の軽減策を検討すべきではないのかなというふうに私自身は思っております。ですから、前段の中で、国に求めていく、国の法の中で制度をすべき、それが可能であれば、それをまず優先すべきではないのかなという判断です。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） もちろん国の法律の中でということは、別に私も違法なやり方をやってくださいというわけではなくて、わかるんですけども、それで、では、ちょっと改めて確認しますけれども、均等割の減免という、これをやるということで、ごめんなさい、法律の中でというか、制度の、国のたてつけの中でということですけども、たてつけでいうと、20年度以降、国が赤字になるというような法定外の繰り入れに対してはペナルティーを科してくるということが、御存じのとおり、あるわけですけども、子供の均等割の減免というのは、そのペナルティーの対象にはなるんでしょうか。つまり、そういう国がやってほしくないという、そういう政策であるかどうかという、そういうことなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） いわゆる今言われておる100万円の助成を行う、その財資をどこから求めるかということだと思っております。それを当然、国保の基金のほうから出していくということになって、基金財政が逼迫し、町村が繰り入れを行って行くことになってくると、当然それは先ほど言ったペナルティーの対象になろうかというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 確かに全体としての個々の運営を脅かすぐらいのボリュームのお金だったら、そういうことも考えられると思うんですけども、ただ、ボリュームとしては年間100万円なわけですよ。最初は、当初、システムの変更料が何百万円かかかるかもしれないけれども、ボリュームとして、先ほど町長も基金が3億あるとおっしゃってましたけれども、それに対して、ボリュームとしてはそんなに大きな額ではないわけです。直接的なことを言うと、子供の均等割を減免することについては、ほかの自治体もやってるんでそうだと思うんですけども、ペナルティーからは除外されるという、そういう減免になると思うんですけども、つまり、法律上、特別な条件を持った世帯に対しての減免をするということは認められてるわけですよ。だから、子供を持ってある、あるいは子だくさんであるということがその世帯の特殊な条件であるというふうに考えれば、その世帯に対して均等割の減免をするということは、赤字を補填するための繰り入れではなくて、もっと積極的に個々の仕組み自体をよくするための減免ですから、それ

はペナルティーの対象にはならないというのが普通の見方だと思うんですが、そういう意味で、どうなんでしょう、もう一遍、ペナルティーの対象になる可能性があるんでしょうか、これ。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） そのあたりにつきましては、もう少し例えば鳥取県なり厚生労働省の見解も聞きながら返答はしたいと思っておりますので、この場でなるかならないかというところの回答はちょっと差し控えたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） わかりました。ぜひ、じゃあ、確認をしていただいて、本当に子育て支援策にもなりますし、そもそも均等割ということが、最初にも申し上げましたけども、いきなり生まれた赤ちゃんにももう何万円かの税がかかるということで、非常に理不尽な税制なわけですね。だから、ここの点はぜひ改める方向で厚労省とも県ともお話をさせていただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。答弁はいいです。

私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分からといたします。

午前10時14分休憩

午前10時25分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

タブレット9ページから10ページ、9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 元号が令和になってはや7カ月、ことしも師走となりました。本年最後の定例会で、私は3つの項目について質問をいたします。執行部の皆さんと有意義な議論ができればと思っております。

最初は、農業振興についてであります。

本町の農業は、農業従事者の高齢化や減少が続く中、農地基盤整備の動きや、農業研修生の新規就農や雇用就農による若い農業者の姿も見られるなど、今後の農業、農政に期待をしたいと思っております。そんな中、平成26年度に鳥取県のがんばる地域プラン事業による日南町旨い果菜の里づくりプランが策定され、27年度から本年度までの5年間、トマト、ピーマンの担い手確保、生産振興や販売促進に取り組まれています。これまでの実績、成果について伺います。目標や事業計画に対する達成度について説明を求めます。また、プラン達成のためにどのような取り組みをされたのか伺います。

これまでの成果や農業、農村の現状を踏まえて、今後の農業振興、農業支援をどのように考え、推進されるのか伺います。

また、鳥取県の間接補助事業を活用した、がんばる農家プラン事業の採択要件や、プランの目標設定について、担い手農業者の中からハードルが高くてプランに取り組みにくいとの意見があります。具体的には、経営規模または販売額が10%以上拡大されることと、導入する機械等が現状維持にとどまらないことについて対応が厳しいというところがあります。このことについて、要件、目標の緩和などの改善を求めるものであります。いかがでありますでしょうか。

次に、公共交通についてであります。平成27年度から、地域の実情に合った継続可能で効率的な公共交通網を確立すること。日南町の交通の底上げをすることを目的に、調査や計画づくりが行われてきました。そして、平成29年1月に日南町公共交通総合計画の概要版、そして本年10月に本計画が策定されています。その中では3つの方針と7つの政策が示されていますが、そのうち、ドア・ツー・ドア運行の充実と、地域住民による交通確保の推進についての2項目について、その取り組み方針について伺います。いずれも3年後からの実施となっており、現時点では具体的な取り組み内容が明らかになっていないと思っております。考え方、方針について説明を求めます。

次に、来年度予算編成について伺います。11月に予算編成方針が示され、これから来年度の予算編成に取り組まれる時期でありますけれども、現在策定作業を進められている第6次日南町総合計画や第2期総合戦略の反映はどのように取り入れられるのか伺います。また、事務事業の見直しについて、行政改革推進会議の意見をどのように反映されようとしているのか伺います。あわせて、第6次日南町総合計画や第2期総合戦略及び行財政改革の進捗状況も説明を求めます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）坪倉勝幸議員の御質問にお答えします。
最初に、農業振興についての中、本年度終了となり、がんばる地域プラン、旨い果菜の里づくりプランの達成度ということでもありますが、過疎・高齢化の振興が著しく、野菜の基幹品目の産地としての存続も危ぶまれる中、トマトとピーマンの担い手確保、農地利用効率化、生産振興、販売促進などの総合的な生産振興計画として、平成27年度から実施し、本年度で計画期間が終了します。各目標値に対する実績見込みにつきましては、トマト、ピーマン共通項目について、新規就農者数が目標が17人に対して15人、ハウス団地の入職者数が目標5戸に対して1戸、ハウス団地用地面積、目標の2ヘクタールに対しまして1.1ヘクタール、リースハウスの用地面積が目標3ヘクタールに対しまして1.1ヘクタール、直売所年間来場者数が目標9万人に対して、平成30年度実績で10万人、トマトにつきましては、作付面積増加が目標7.7ヘクタールに対して5.6ヘクタール、反収の向上が目標7.5トンに対して7.8トン、地域団体商標取得が目標を達成し、平成27年度に日南トマトを取得しております。ピーマンについてでございますが、作付面積増加が目標6ヘクタールに対しまして3.6ヘクタール、反収向上が目標が4.5トンに対しまして、令和元年度見込みですが、3.1トンとなっております。以上、10項目に対しまして、目標達成は3項目となっております。ピーマン生産におきましては、生産者の世代交代が進まず、増反には至らず、トマト生産においては、ほぼ毎年のように農業研修生制度を活用し、新規就農者を育成したことによりまして、生産部員の若返り及び面積の維持につながりました。また、プラン初年度に新品種、りんか409を導入したことによりまして、生産量が伸び、安定的な収量を確保することにつながっております。全ての項目を達成することはできませんでしたが、産地強化につながっていると考えております。

次に、今後の地域農業振興策の具体的計画についての御質問であります。今年度は、町の全ての計画の基本となる第6次日南町総合計画を今年度末に見直します。その中でも、まちづくりの一つの項目として、農業振興があります。従来から最終目標は、所得向上確保により、農業を維持することだと捉えております。第6次総合計画におきまして取り組み組むUIターや、地域おこし協力隊などの活用した、新たに独立就農に取り組む人材や法人就農者を含めた担い手対策、農地集積、生産性向上や、青年農業者が将来にわたり営農活動を進めるための水田基盤の再整備、AIなどを活用して作業の効率化を進めるスマート農業の実践に取り組みます。また、町の基幹品目であり、念願の2億円を達成し、さらなる産地強化に向けて、選果場を含めた生産体制整備の検討、また、他の品目につきましても、生産者、生産者団体と一体となり、日南野菜の販売強化を進めます。加えて、道の駅直売所を活用した小規模農家の生産意欲向上に取り組みます。また、日南農業の未来を語る会により議論され、その内容がまとめられました。日南町の農業の将来ビジョンが策定から10年を経過します。日南町の農業の将来ビジョンの内容を検証し、農業委員会と連携し、今後10年の新たな将来ビジョンを策定したいというふうに考えております。

次に、がんばる農家プラン事業の要件、目標の緩和という御質問の内容でございます。が、がんばる農家プランの事業の要件につきましても、前回、プランにおける目標値を達成しており、農業経営規模、または販売額が10%以上拡大されること、または2名以上の雇用者増につながることを要領に定めています。また、原則として機械の更新等現状維持にとどまるものではないことも明記されております。議員の御質問のとおり、本町のような中山間地域では、区画が狭かったり、整形されていない圃場も多く、担い手の高齢化や、求人に対する応募が少ないなど、農地条件や労働力の関係で目標の達成が厳しい状況でございます。

国、県の補助事業におきましては、規模拡大、生産性向上などが必須とされておりますけれども、本町には意欲ある農業者支援事業のような現状の営農体制を継続し、自立した農業を進める事業があります。これは、SDGsの理念にもある小農にもつながる部分でございます。中山間地域において、このような取り組みが農業を守り、地域を守ることにつながることは明らかであります。農業を継続していく上で、農業機械の更新は必須なものであります。現在の補助制度では、規模拡大等続けなければ、更新ができません。例えば、担い手の形態にもよるところでございますが、法人、個人であれば一定規模を満たしていること。集落営農組織であれば、集落内の集積率が一定以上あれば、1割以下の規模拡大でも対象となっております。機械の単純更新の場合は、回数を設け、補助率の段階的な引き下げなどの地域の実情に合わせた要件緩和が望まれます。農地の持つ多面的機能の保全と美しい農村環境を守るための要望を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、公共交通についてでございます。交通空白地域の解消の考え方と取り組み方針ということでございます。ことしの10月に公表しました日南町公共交通総合計画の基

本方針の一つに交通空白地域の解消を目指すことを上げておりました、その取り組みの一つに地域の实情に合ったドア・ツー・ドアの運行を実施することを明記しております。この考え方の背景には、バス停までの移動が大変であるという住民の切実な声に対して、何とかドア・ツー・ドアの運行を行いたいというものでございます。ドア・ツー・ドア化が実現すれば、おのずと交通空白地域の解消につながると考えておりますので、3年後の実現を目指して、現在、運行事業者あるいは有識者と一緒になって検討を行っているところでございます。

次に、地域住民による交通確保の推進についてでございますが、現在の町営バス及びタクシー事業者による、いわゆる公共交通では、運転手の確保や限られた運行ダイヤの中で、スクール機能を初め、移動困難者に対するきめ細やかなサービスの提供が大変難しい状況にあります。特に、ドア・ツー・ドアの運行を実現可能にしていくには、地域の住民が助け合う共助交通によって移動手段の確保を行っていくことが考えられるところでございます。このような動きは東日本大震災を機に、全国的に広がりつつあり、県内では米子市や大山町におきまして、コミュニティカーシェアリングとして実証的な取り組みが行われているところでございます。いずれにせよ、こういった取り組みは、地域住民の相互理解と取り組みやすい環境づくりであると考えますので、日南町公共交通総合計画にある3年後の実現を目標に、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、来年度の予算編成についての中の第6次日南町総合計画と第2期の総合戦略と予算編成の関連性についてでございますが、来年度の予算編成において、去る11月22日に説明会を行いましたけれども、冒頭、私から職員のほうに予算編成に向けた視察事項を行ったところでございます。その中で、令和2年度予算は第6次総合計画及び第2期日南町人口ビジョン総合戦略の目標達成に向け、さらに推進を図ること。引き続き、まち・ひと・しごと創生の施策を柱とし、雇用の創出であったり、婚活、定住化対策等に関する人口増の取り組みに重点を置き、予算編成に取り組んでいただきたいことを示したところでございます。したがって、来年度予算の各事業につきましては、総合計画の方針に沿った内容であるとともに、総合戦略には具体的な数値目標を持って進めていくところでございます。

次に、行財政改革推進会議への諮問内容と方向性についてでございますが、まず、私のほうから、諮問内容は、緩やかな人口社会を目指す行財政改革を基本理念に掲げ、持続可能なまちづくりを実現するため、令和の2年度から令和6年度までの日南町行財政改革実施計画の策定についてと諮問したところでございます。その方向性でございますが、御承知のとおり、人口減とともに地方交付税も減少していくわけでございます。と同時に、限られた職員が多様化する社会情勢に見合った事業展開をしていく中で、これから力を入れられていくところ、また見直しを行う、あるいは廃止をすることも必要であります。それら事務事業の見直しにつきましましては、事業担当課で進めているわけでございますが、行政改革推進委員会においても御意見をいただきながら反映させていきたいというふうに思っております。

去る11月13日に第1回の委員会を開催したところでございますが、3つの基本方針、8つの重点項目に沿った形での今後の推進項目を示し、それに対して御意見をいただきました。それらを踏まえて、職員向けのアンケートや事業のスクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な検討を始めたところでございます。それらをもとに事業見直しを進めて、いずれにしましても、過去には削減型の行財政改革を実施してきましたけれども、削減型の行財政改革だけでは、今後、安定した行財政運営は困難になっていくと考えております。多様化、複雑化する行政課題に対しまして、新たな発想や視点からの改革に取り組み、持続可能なまちづくりの実現を目指すための行財政改革を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、坪倉勝幸議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）再質問がありますか。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）まず、農業振興についてでありますけれども、町長から説明がありましたように、達成できたもの、できてないものがありますけれども、例えば、ハウス団地の入植者数が20%ですとか、そのほかに具体的な推進事業で0%のものもありますし、30%とか、非常に少ないものもあります。そういう実態でありますけれども、町としてこのプランを進めるに当たって、具体的な努力といましようか、具体的な取り組みについて、どのように現場に対してされましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）プランにつきましまして、達成しているもの、していないもの、確かにございました。内容によりましては、実際の達成率がゼロ%という、当初の計画の

中ではあつたものも、なかつたといものもございまして。作物をトマトとピーマンとい
うことであつたもので、トマトとピーマンといふ限定したもので、トマトとピーマンといふ
趣旨でありまして、今現在、既存の法人のほうに請け負っている格好になっております。
の新規就農者につきましては、こちらにつきまして、新規就農等就農者の作物という位置
づけになかつかないまま、新たに新規就農でピーマンだけで作られるという方はおな
げられませんか。そういう中で、作付の面積も生産者の人数も若干減りまして、減とな
ってしまつております。反収につきましても、かん水の設備が必要だという意見が当初ご
ざいまして、それにつきましても、生産者が個人であること等含めて、なかなか導
入が進みませんが、これにつきましても実績がゼロだったという、今現状になっておりま
す。ですが、ピーマンにつきましても生産部として、JAと一緒にしまして、生産部長
等も若い方に世代交代をされ、現在、新品種として、それにつきましても、県の試験場等
と一緒にしまして、新たな今年度、グッピーという名のピーマンの試験作もされたりし
ておりました。町と県、JAと一体となって今、引き続き取り組みを進めているという現
状です。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）いろいろ取り組みについて説明がありましたけれども、この
プランの目標ですけれども、具体的な事業については、生産部を含む農協がほとんどの事業
であります。要するに、農協が本気になって推進をすれば、もっと成果は違ってきたん
ではないかと思ひますけれども、農協の営農体制が非常に弱体化しておる状況の中で、町
と農協と生産部と連携をしながらといつても、なかなか現場で物が動かないという実態が
あると思ひますが、町として、農協へそのあたりの指導についてはどのように取り組まれ
ておるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）農協に対しての指導ということですが、確かに町のほうとし
まして、補助事業を中心に農協とは補助事業を通して、まずはどういった生産者がい
まして、希望があつて、どういった生産をするに必要なものがあるかということをお
してあります。補助事業が大体農協を通してということになりますので、そこを絡めなが
ら、生産の現場のことにつきましても、本来、生産部がありまして、農協の職員等の担当
もおりますので、現場に出ていただきたい、現場に出るような、出ていただくことはして
おりますけれども、現在の農協の体制の中、なかなか全てのところを農家さんを網羅するとい
うことが厳しい中、そこにつきましては、県の普及所等にも積極的に動いていただきまし
て、実際に圃場のほうで実習といいますか、圃場の中で一緒に作業をしたりとかといふこ
とまでしていただいておりますし、また、生産部の中で相互の協力ということで、特に新
規就農者が多いトマトについては、生産部内でもお互いが声をかけ合いながらやってい
ただくというような形もっております。農協のほうに指導という格好では、お願いといふ
ことしかできなかつたかなという気はありますけれども、引き続き、農協のほうには生産
部の相互の協力と農協としてのバックアップということをお願いしていきたいというふう
に思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）プランの作成者は町です。実際の補助事業を使った事業推
進は農協といふことで、非常に農協の動きが重要なプランであつたと思ひます
けれども、私が先ほど指摘したような点、課長が説明があつたような点でなかなかその成
果が上がらないところでもありますけれども、他の課、部署も含めて、いろんな計
画があります。計画をつくつたら、それを達成するために、本当にどうしたらいいのか、
真剣に考えなければ、ただ成り行きで任せおつても、なかなかプランの達成は難しいと
思ひます。例えばピーマンでもトマトでもですが、本当に生産者の掘り起こしを具体的に
されておるのかといへば、多分されていないでしょう。新規就農、研修生とかで入つて
きた人はありますけれども、あるいは現在の生産者に技術改良、あるいは規模拡大、経営
改善にこの事業を使って取り組みませんかといふような働きかけといふのはほとんどされ
ていないと思ひます。やっぱりそういったところに、プランをつくつたからには、それを
達成するためにどうすればいいのかといふところを現場は真剣に考えて動かなければなら
ないと思ひますが、5年間の総括としてどのように受けとめられますか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）目標値に対する達成度は先ほど申し上げたとおりであります。10項目中の3項目が目標達成というところではありますが、トマトとピーマンということの今回はプランの内容でありますけれども、当然全てが達成すれば、もちろんいいことだというふうには思っておりますが、総体的に見て、全体的にはどういまいしょうか、頑張ってきたというふうには思っておりますが、少しく不足した部分があるというふうには、私もこの事業結果を見まわして思ったところではあります。

J Aさんもいわゆる商標登録だとか、いろんなところに御尽力いただいておりますが、今回の成果も踏まえながら、今後のあり方というところがやっぱり大事だろうというふうには思っておりますので、自然に対する影響もあつたのかもしれないし、それと農家の皆さんの意欲というところの喚起も少なかつたのかもしれないし、それはいいながら、行政としてもいろんな補助制度もつくりながら、現在に至っているというふうには思っておりますので、将来後にわたりましては、やはり農家の皆さんが、特に若い人たちがその意欲につながる形を今後模索していきたいというふうには思っておりますし、J Aも含めて、普及所も含めて、技術指導も含めて、頑張っていくかというふうには思っております。J Aの方針あたりも、やっぱり農家の皆さんの所得というところを掲げた改革をされるというふうな方針もお聞きしとる中でありますので、いずれにしても、行政とJ Aと農家の皆さんが一体となった方針の中で取り組みをしていかないと成果は出ないというふうには思っておりますので、それと、やはり10年後は、それこそ人がどんどん減っていくという想定の中で、これから人口減社会の中のあるあり方というところを考えていく必要性を強く思っているところではあります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）5年間が終わって、次へのステップという、総合計画も含めてそういう時期でありますけれども、鳥取西部農協は平成25年から白ネギ、ブロッコリーの地域プランに取り組んでおりました。日南町のプランと合わせて、日南町が推進をします野菜4品目、トマト、ブロッコリー、白ネギ、ピーマン、この4品目のプランが今年度末で全て終了するという状況ですが、これから先、この4品目の推進にどう取り組まされるかというところですが、総合計画の策定も現在進められておるところでありますし、また、町長の発言のありました今後10年間のプランを、ビジョンをつくる話し合いをとることなんですが、例えば来年あたり、先に伺いますが、総合計画の策定期間はいつになるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。現在取り組んでおりますのは、予定では、3月議会の上程を予定で進めておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）3月策定ということになりますと、来年度予算編成に間に合わないということではあります。来年度の施策に向けて、農林課はどのような考えを持っておられますか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）まだ予算の策定中というところではありますけれども、引き続き、野菜、米につきましまして、生産振興を図るという点では継続をしたいというふうには思っております。また具体的な要求内容等確認しておりますが、町長示達事項にも農政の振興がありますので、現在、旨い果菜の里づくりプラン等で達成できなかったところにつきましては、引き続き推進をしていきたいというふうには思っておりますし、議員言われました、そもそも野菜生産者とかの掘り起こしというところ、非常に大切なところだと思いますけれども、なかなかその作物転換ということが難しいというところもあります。現在、野菜生産の、特にトマトになりますけれども、下支えしている若い世代というのは、新規就農者の方たちばかりです。やはり新たに新規で取り組まれる方を一人でも多く確保するということが地域の農業を守るという点でも非常に必要なことかと思っておりますので、新規就農の掘り起こしや現在の作物振興について、継続的に行っていきたいというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）来年の予算の中ですぐすぐかどうかは別として、基本的に私自身は、やはり林業も一生懸命やっておりますけれども、当然ながら町の振興策としての農業の位置づけは高く思っておりますし、当然、農村ということもありますし、農業ということもあつていふふうに思っておりますが、それと、やっぱり農業ですので、食料という観点も含めて捉えていくと、やはり大切なことだというふうには私自身は思っておりますし、冒頭のどっかでも言ったというふうには思っておりますが、これから人口減する

中で、農地を守るとともに、農地を有効に活用し、農業の持続的な発展を図ることを目指してまいります。また、中山間地域の基盤整備等も一つの項目として位置づけられておられますので、そういったところを今後は活用していきたいというふうに思っております。現在、阿毘野の地域だとか、白谷だとか、そういったところで基盤整備をされておられますので、それと、さらに農地のさらなる区画化、汎用化というところの推進も国のほうでは方針として定めてありますので、そういったところを、来年度予算ということではなくて、長期的な視野の中では考えていきたいと。それは、もちろん地元の方と協議の中です。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）来年度に向けて1点伺いますけれども、ことしの施政方針演説の中で、新しい転作物の開発ということも掲げられておられますし、あわせてスマート農業の推進ということもありますが、それらについては、今年度、具体的にどういう取り組みをされておられますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）今年度、スマート農業につきましては、町内のところで実習圃、実験圃場として印賀のほうでは直まき栽培や無人田植え機の実証等を行っておりますし、町内の福栄のほうや山上のほうでも、無人の草刈り機、除草機械のデモとか、そういったものを行っております。省力化の中で、無人化ということがいいというわけではないと思っておりますので、有人化でありつつ、作業の効率化を図るということで、まず、そういった実証、それとデモということを行っております。

また、補助事業では、草刈り等の効率化のために、今まで畦畔について、ほとんどが草刈り機で刈っていたかと思っております。県の補助事業のほうも、自走式の草刈り機であったり、ミニトラクターにつけるアタッチメントであったりとか、トラクターアタッチメントというものが導入もあっております。省力化に向けた事業については、進めているところです。

それと、新たな転作物についてですが、農協や普及所のほうと相談をしておりますが、なかなか新しい作物が出てきておりません。現在、米に次ぐ作物として、実は、皆さん御存じのとおり、ソバを作付しております。今年度も100ヘクタール、ここ数年ずっと100ヘクタールの面積を維持しておりますけれども、なかなかこれは採算ベースに合うものではなくて、国の転作物、転作の奨励金として販売したら2万円というふうな、それがあつておられるというふうなところの作物となっております。これに何かかわるものがないかというところで現在探しておりますけれども、現状、これにかわる有効な作物が見つかっていないというのが現状でございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）全般として、農業の、農村の抱える課題というのは、大きく3つあると思っております。それは担い手の確保であります。担い手といいますが、若い農業者から、高齢の方でも自立経営をされて、農地を守っていただける担い手もおられますけれども、一般的に中心形態といえるでしょうか、自立形態として、農業を行う担い手の確保、そして農地基盤の、優良農地の基盤確保であります。あわせて、スマート農業の推進も含めて、機械、設備の導入であります。いわゆるこの3つが農業生産の三要素と言われるもので、これ全て本当に日南町にとって大きな課題となっており、現実に壁となっておりと思っておりますので、次の総合計画並びにこれから10年間の農政ビジョンにしっかりと具策を盛り込んでいきたいと思っております。

そういう思いはありますけれども、具策として、なかなか私としても明言ができない実態はありますけれども、本当にやっぱり町外へ住んでおられる子弟の方々を含めて、再度就農をしていただくような働きかけというのは、1ターンによる農業研修生制度も含めて、そういったところを若いエネルギーの取り込みというのを進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今、回帰現象だとか、移住定住の中で言われているのが、基本的に誰もそうだと思うんですが、豊かさを求めて人が動くということであるようでありませぬ。ただ、豊かさをどう捉えるかは、やっぱり時代の変遷によって変わってきているというふうに思っておりますし、では、現在どうかっていうと、回帰現象が生まれてきているとか、人が移動するっていうところは、やっぱり前の時代とは変わってきているという認識を持たないといけないというふうに思っています。ですから、今回、担い手のお話になり

まずけど、研修生制度をして、始めてからも、最初はかなりの人数が試験にお越しただいた経過を記憶しておりますが、昨今ではなかなかというのが現状であります。とはいいいながら、やっぱりどういいますよ、やるべきことっていうか、挑戦することは必要だろ、うといふうに思っていますので、いろんなあらゆる機会を通して、その場をつくっていきたいといふうに思っています。仮に空振りになっても、それはやむを得ないといふうに思っていますし、要はタイミングっていうところだ、ってあるといふうに思っていますので、そのタイミングをつくる機会をできるだけ広く持っていきたいなといふうに思っています。

今、都会のほうで、大阪とか東京のほうでも、いろんな、どういいますよ、地方の説明の機会がたくさんあるといふうに思っていますので、その機会をできるだけ捉えていきたいといふうに思っています。そのためには、やっぱり農業とか町の生活も含めて、その豊かさにつなげる形をつくらなければ、人は動かないといふうに思っていますので、そういう意味で、いろんな皆さん方も含めて知恵を出していかないと、いけな、いのか、なといふうに思っていますので、ぜひとも何か活用方法があるようでしたら、どんどん御意見をいただきたいといふうに思っていますので、一緒になってその辺は役割を担っていきたいといふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）よろしくお願ひしたいと思いますが、このことは、町長、農林課長だけじゃなくて、日南町農業再生協議会、丸山本部長おられますけども、再生協議会、そして農業委員会、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思ひますし、具体的に行動に移していただきたいと思ひます。

その次の、いわゆる県の間接事業でのがんばる農家プランでありますけども、認識は共有をしていただいたと思ひます。20ヘクタール抱えた法人が1割以上の2ヘクタールといえ、数字的な感覚としては大したことないのかなと思ひますけれども、現場では非常に厳しい実態がありますし、農業委員会を中心に進めております人・農地プランでも、その辺の戦略がはっきり描けない実態があります。人・農地プランの実質化がきちんと進んでないというそういう実態もあります。それともう一つは、導入する機械が、3条刈りのコンバインを3条刈りの更新ではだめだと。例えば今、5条刈りのコンバイン使ったとる人が、6条刈りでない認められないというようなことについて、非常に投資の無駄といひますよ、過剰投資につながる懸念もあるわけです。そういったところも含めて、県へ要望をしていただきたいと思ひますが、要望とも合わせて、県と一緒に、新たな制度設計に向かっている、いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今の日南町の農業の、どういひますよ、あり方って、いうのが、やはり他の地域とは若干進んでるって、いふうに思ひます。進んでるって、いうか、違いがあるって、いう話で、要は集落営農組織であるとか、法人化であるとか、あるいは認定農業者の数、皆さんもかなり違うって、いう状況が今の日南町のありようだ、といふうに思ひます。国全体、どういひますよ、地域によってかなり差があるって、いふうに認識して、おまして、ですから、今回の補助事業のほうも、極端な言い方をすると、ワンステップの位置に日南町があるって、いう中で、同じ補助事業を適用するかって、いうと、そこは少し、おっしゃられるように、やっぱりハードルが高くなるって、いふうに思ひますので、ですから、ワンステップ上の段階のところについては、こうだよ、ね、って、いうところの別枠を考へていただくことを、いひたい、同じことの繰り返しなんだろうと。うちにしても、次の、他の市町村にしても、やっぱり同じことが生まれて、る、って、いう話だ、といふうに思ひますので、その辺は現在の補助事業の内容から、いき、ます、と、そう、です、けれど、その辺の視点を、これから入れて、いただく、ような話の中で、要望をして、いき、たい、といふうに思ひます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）本当に言われるように、日南町にあって、農地を守って、その農地で営農が継続されることが地域社会の維持にもつながりますし、生産の、所得にもつながるといふことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公共交通についてでありますけども、まず伺ひますけども、交通空白地域の定義は、どういふうに捉えて、いら、し、や、い、ます、か。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。昨今、国や県でも言われております、その定義づけについては、明確な形では昨今は示されてきては、お、り、ま、せ、ん、が、これ、ま、で、の、概、念、か、ら、い、き、ま、す、と、バス、停、か、ら、半、径、4、0、0、メ、ー、トル、圏、内、以、上、の、と、こ、ろ、が、い、わ、ゆる、交、通、空、白、地、域、と整理して、お、り、ま、す。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）現在行われております、おでかけタクシーチケットの配布事業については、これは交通空白地帯の解消につながる、直結するものだとお考えでありますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。企画課では、その使用状況等を分析を福祉保健課と連携しとるというところがございますが、間接的な効果はあると思っておりますが、直接的な解消という点では、まだ検討すべきところだと整理しております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）おでかけタクシーチケットは、福祉事業だと私は捉えております。公共交通における空白地帯はバス停から半径400メートルということをおっしゃいましたけれども、おでかけタクシーチケットは、70歳以上、運転免許を持っておられない方、70歳以上の方、70歳以下では障がいのある方とかありますけれども、要するに、全て住民がその交通空白地帯の解消につながるタクシーチケットを利用できないということからすれば、交通空白地帯の解消に直結する事業ではないと捉えますが、いかがですか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。議員御指摘のとおり、直接解消するものではないというふうに整理しております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）その上で、交通空白地帯の解消を目指すということで、ドア・ツー・ドアの運行の計画を立てられておりますけれども、本当にドア・ツー・ドアが、全ての世帯といえますでしょうか、住民に対して供給できる可能性があるんでありましょ

か。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。若干、現在の経過を交えてお話しさせていただきま

す。現在、福栄地域をモデル地域として、県あるいは大学機関、有識者、民間事業者が一体となったトヨタ・モビリティ基金事業に取り組んでおるところでございます。こちらについては、今年度と来年度の2カ年である程度の方向性なりを目指し、さらには福栄地域以外のところでも活用していきたいというのを目指して取り組んでおります。こちら

の中間報告につきましましては、今月の24日に予定をして、議会の皆様、あるいは地域の住民の皆様

に中間報告させていただきたいというところで現在しております。それらの中では、今、議員御

指摘の交通空白地域の解消という点においては、何よりも課題はドア・ツー・ドアであると。バス

停までお越しいただくことが大変になってきたという実情でございます。これらのごと

については、いわゆるタクシーのような運行が全てにおいてできればということもござい

ますが、現状の公共交通におきましては、時間的制約、便数的、人間的、それら総合的に

見ますと、限界も感じつつあるところがございます。そういったところから、どういった形

でということでは、議員の御質問にありました共助交通という考え方もあるわけござい

ますが、その前段としまして、まず、現状でもデマンド運行を行っておりますけれども、

路線バスで走るバス停とデマンド運行で走るバス停というのは異なるわけござい

ます。その方々がもっと外出機会をふやすんであるとか、そういったことも必要ではない

かということもあれば、徐々にステップアップして改善を図って、また3年後の大きな

改革ということを目指して今進めているところでございます。と、前置きが長くなりました

が、十分な公共交通での全てを網羅するというのは限界が来ておるようにも感じて

おります。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）もう1点、基本的に伺いますけれども、現在、町内で、いわゆるバス停から半径400メートル以上と言われる交通空白地帯ってというのはどの程度存在するんでしょうか。世帯数にしたらどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。企画課内、担当にそのような具体的数字っ

ていうのを拾うよう作業を進めておる経過もございましたが、なかなか時間と労力がか

かっておるといところを報告受けております。ただ、この計画、概要版を出したこの調

査、概要版を出した平成29年1月に際しましては、コンサルさんによる調査等も行った

中では、約14%という中で整理しておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）デマンドバスのバス停からでも2キロ以上離れた世帯もあ

るような状況の中で、そういったところを少しでも解消をしていただくことができればと

思うわけであり、ますけれども、例えば半径400メートル以内に全てデマンドバスの路線が網羅できるような停留所の設置というのは難しいわけですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼します。安全性や利便性などにつきましては、その地域の皆さんとまず話し合いをさせていただくとこからスタートさせていただきたいと思いたす。現に、自治会長会であるとか、種々のそういった要望の場面で、声としてこういったところにもバス停を設けるところについては、1件1件現地を確認しながら、実際に昨年度も数件増設した経過もございます。それをみだりに、一度に一斉にといいるところにはなかなか難しいと思っておりますので、一つ一つクリアして、結果として利便性の向上につながればと思っておりますので、機会を捉えて、お声をまた寄せていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） デマンドバスの運行、もう既に4年以上経過しておる状況の中で、その400メートル以上離れたところの実態が十分担当課として把握されていないというのは遺憾に思います。時間がないというのは言いわけにならないと思いますが、しっかりと把握をした上で対策を立てていただきたいと思いますし、そのバス停の増設等についても、要求をしたけども、なかなかできてないという実態も聞いております。私どももの地域においても、バス停から2キロ以上離れたところもあって、そのバス停の増設等も要望したところでもありますけれども、いわゆる通学バス、山の上線の通学の停留所はできたけど、一般の人は使えませんといいことでもありますけれども、それはそれとして、本当に交通空白地帯の解消という視点に立ちますと、例えば全世帯から200メートル、300メートル以内にデマンドバスが行くような運行形態を構築する。そのことにより、いわゆる交通空白地帯の解消を目指すというようなやり方もあるのかなと思っております。全ての世帯にドア・ツー・ドアの要望があるないは、あると思っておりますけれども、この世帯にもドア・ツー・ドアの運行をしますよといふことはかなり人的にも財政的にも負担が大きいと思っておりますけれども、基本的な考えとして、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 今現在、日南町公共交通総合計画で定めております、議員から御指摘ありました地域住民による交通確保の推進というところの大きな方針としては、行政負担の改善を目指すという項目に位置づけております。この背景としましては、今の現状から、公共交通の中でお金と人、労力をかけて、いわゆる拡充をしていくっていうところでは、限界を感じつつ思っております。そうではなくて、役割分担、いわゆる近くの方で、先ほど町長から米子や大山の例もおっしゃいましたが、そういうカーシェアリングという形で、一つの公共的な車を運転できる人が運転して助け合う、いわゆる共助交通というところによって補完できないものだろうかというのが他地域では広がりつつありますので、そういった取り組みでも実証というところから取り組んでみたい。可能なところで、これからの予定というところでは、そういった方向性も一つの手法という点においては、また今後の交通会議等でも議論を重ねていきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 言われることはよくわかりますし、交通空白地帯の解消に共助交通っていうのは一定の、一定といふか、本当に実現すれば大きな成果があると思いたすけれども、本当にその共助交通っていうのが、私の周りの地域を考えると、実現可能なかなと首をかしげるわけがあります。どのような体制が構築できるのか考えたときに、それを担う、運転をしていただける方、それから車の対応、そのあたりをどのようにお考えでありますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼します。現状からそのままスライドするという誤解は招いてはいけないと思いますが、考え方としまして、現在、予約するところがそれぞれ、今、3運行事業者によって分かれておりますし、運転手もそれぞれによって配置をしております。これらを、予約を一元化する。運転手も一元化管理の中で、例えば議員おっしゃるある特定の地域の方が、そのエリアの方で運行するという形ではなくて、人も動ける人に動いていただくという形で、全体的で補完をし合うというふうな考え方でいけば、また現実的になるのではないかといいように考えておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 少し広域的な取り組みということで理解しますが、答弁にもありましたけれども、自宅からバス停までの間の補完をするということになりますと、非常にきめ細かな、あるいは路線的に多くの活動範囲ということになると思っております。

すけれども、共助っていうのは、すく美しい、本にこれからの高齢化社会の中で助け合
いといふのは、大事だと思つて、いまの交通体系の中でJRとの接続は考えていないという
革も含めて、対応をお願いする。そのまゝでも、日南町における公共交通の根幹は、やっぱりコンパクトビ
利用されたい。そのまゝでも、日南町における公共交通の根幹は、やっぱりコンパクトビ
うことか、それです。住民サービスを集中しながら、周辺と言えは語弊がありますが、日南町が進めてお
ッジの完成、そして住民サービスを集中しながら、周辺と言えは語弊がありますが、日南町が進めてお
域に行政や社会資本やサービスを提供するということが日南町が進めてお
遠隔地からの交通をきちんと確保するということ。特に公共交通については、きのうの議論
レッシュの構想の完成図だと思つておられます。特にならぬけれども、本日に日南町が日
で費用対効果よりも利便性をというような発言もありましたけれども、本日に日南町が日
南町らしく発展を、住民が生活続けられるような公共交通の体系を目指していただき
いと思つておられます。

次に、来年度の予算編成についてでありますけれども、先ほどの答弁でも総合計画の完成
は3月ということになります。多分、第2期総合戦略も3月であろうと思つています。そうい
った状況の中で、来年度予算編成にどのような対応がされようとしているのか伺います。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼いたします。総合計画の進捗も含めてでございますが、
9月の下旬に第1回目を行っております。そのときには、既に素案という形で、いわゆる
たたき台でございますが、ある程度の内容を盛り込んだもので、委員の皆様には、あるい
はそれの前には職員にも目を通してもらい、最近でも、最終的な、今現在も確認作業を行
つておるところでございます。また、13日の議会全員協議会でも詳細については御報告
さしあげたいと思つておられます。また、13日の議会全員協議会でも詳細については御報告
で意見聴取も予定をしておるところでございます。ということでは、ゼロからの、正式
には3月ということではございますが、ゼロからのスタートではなく、ある程度の方針
については、職員も認識した上で現在予算編成を進めておると考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） それとあわせて、行財政改革についても、町長の答弁で諮
問内容についてありましたけれども、これ、漠然とした言葉じゃなくて、事務局としては具
体的な改革方針なり改革事項を示しておられると思つていますけれども、その内容について説
明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 行革の経過についても、13日の全員協議会で詳細はお話し
させていただきたいと思つておられますが、先ほど町長から答弁ございました中の、諮問
の内容でございますけれども、緩やかな人口社会を目指すところ、申し上げたところは、正しく
は、緩やかな人口減少社会を目指す行財政改革ということ御容赦いただきたいと思つて
おられますが……（「答弁要旨」と呼ぶ者あり）答弁要旨についても御訂正願いたいと思つ
ておるところでございますけれども、その上で、現在、11月の13日に、おくれればせなが
ら、1回目の行財政改革委員会を行ったところでございます。そのときには、先ほどの諮
問を受けまして、昨年度までに掲げておりました自立改革本部からの基本理念、基本方
針、あるいは今回考えられます推進の項目について、いわゆるたたき台としまして委員
の皆様にお示したところ、数々の御意見を頂戴したところでございます。そういったと
ころの核となる部分については、職員からの意見でしたり、それからまた、今後において
も町民の皆様御意見も頂戴しながら、それらを、また、骨子案を最終調整して、3月に
は正式にお進めしたい。最終の段階では、いわゆるアクションプラン、実施計画を具体
的に定めまして、先ほど答弁にございましたが、以前にやりました80数項目というよ
うな形ではなく、もうちょっとピンポイントを絞って進めていきたいというように考え
ておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） それと、職員へのアンケートについては、これはどういう
内容で、どういう方法で実施をされていますか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼いたします。現在進めております内容のアンケートにつ
いては、いわゆる職員の働き方に関するものが一つでございます。また、もう一
つに、現在取り組んでおられますが、事業のスクラップ・アンド・ビルドというところであ
りますが、見直しをする事業がないかということ。今現在照会をしておるところでござ
います。今現在、また照会はしておりますけれども、昨年度、ある程度、こういった行財政

改革に対しまして意見聴取も行っております。それらもたたき台としては、今度、今月に予定しております第2回の行政改革推進委員会でもお示ししながら、委員の皆様から御意見頂戴したいと考えておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）その職員へのアンケートはいつ取りまとめをされようとしているのか、それと、予算編成にどう生かされようとしているのか伺います。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。予算編成スケジュールですが、要求期限は年内でございますけれども、実際のヒアリング作業、編成作業については来年初旬、1月初旬から2月にかけてでございます。それらの機会を捉えて、自立改革推進本部、あるいは企画課職員が同席をさせていただく中で、そのヒアリングとともにあわせて進めていく予定にしておりますが、アンケートであるとか、そういった意見照会については、現在一定の締め切りを終えておりますので、今月の10日でしたり6日という期限を設けておりますので、現在整理、集計中でございますので、そこに反映したいと考えております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）地方自治体における予算の意義っていうのは、町長も総務課長も御存じのことです。いわゆる民間企業等、などとは違いますが、予算重視の運営がされるものでありますし、その予算が、いわゆる事業計画に対応するものでありますので、しっかりとした予算編成に当たっていただきたいと思っておりますし、これまでも議会等の意見書等でもたびたび触れておりますし、また、予算編成方針の説明の中でも、これまでの取り組みについて再度的確に評価、分析し、計画に基づいて戦略的に事業を推進をすることというふうに言われております。昨年までのように、大幅な事務事業の見直しとかかという言葉は今回はありませんけれども、先ほど言いましたような再検討、再評価を、点検をした上で事業の選択をしていくということと理解をしておりますので、来年度の予算がより町民のためになるもの、そして、確実に実行されて、その成果があらわれるような予算組みを期待をしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君）答弁はよろしいですか。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）はい。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

以上で坪倉勝幸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

午前11時36分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2 議案第97号 及び 日程第3 議案第98号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから5ページです。

日程第2、議案第97号、町道の路線認定について、日程第3、議案第98号、町道の路線変更について、以上、町道の路線関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第97号、町道の路線認定について。次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。認定路線でございますが、路線名が蛇巻線。起点ですが、日南町宮内字横砂河原686-2。終点ですが、同じく宮内の字上ミ井手ヶ市場ヶ谷ノ下モ654-2であります。延長は628メートルであります。

続きまして、議案第98号、町道の路線変更について。次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。変更する路線ですが、井ノ原線ということで、現在ですが、日南町宮内の字内裏原968-1、終点と同じく宮内の字松ノ前754番地でございますが、この路線を変更ということで、同じ路線名ではありませんが、起点が日南町宮内字内裏原968-1、ここは変わりませんが、終点が、同じく宮内の字奥立2014ということであり、に変更したいということの内容であります。変更前の延長ですが960メートル、変更後の延長ですが1,136.5メートルであります。御案内のように、蛇巻へのところで新しく道ができたというふうに思っておりますが、それに

関連する認定と変更でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから、建設課長のほうから説明させます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）こちらのほうから、今、町道の認定、変更につきまして提案しました補足を説明させていただきます。タブレットの3ページになりますが、97号認定の資料として、申しわけありません、図面がちょっと不鮮明な点があって申しわけありませんが、これについて御説明いたします。

国道180号の宮内バイパスの改良工事ということで、工事自体は去年の秋に完成しました。この後、県道、国道のバイパスに伴って旧道となる区間につきまして、県の、今回は国道から町道に移管するものということで、今回、町道認定をお願いするものです。

180号の宮内の蛇巻と、皆さんのほうにはわかりやすい路線名にいたしておりますが、ここの谷側の橋梁部から一番大きなカーブですね、あそこから旧道となります日野川の左岸部分を経由して、またバイパスの合流点、入沢林業さんの手前の民家につながるものです。全長としましては提案しました628メートルということで、国道の廃止に伴って、今度は町道として維持管理をするということになります。

続きまして、5ページの図面、説明資料を見ていただければと思います。これもやはりちょっと図面が薄くて申しわけありませんが、町道の井ノ原線です。先ほどは日野川に対岸の左岸でしたが、今度は対岸の右岸側です。町道の現道の井ノ原線は、宮内の樂樂福神社寄りの入沢橋、あれからたもとが起点で、上流に向かって、民家の最終地点までが現道として町道として認定しておりますが、このたび、新しくできるバイパスまで、既存に農道がございます。これを取り込みまして、76.5メートル延伸しまして、終点を延伸した変更となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第97号の質疑を許します。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）済みません、最初の蛇巻線のところですけど、どっちが起点になるだかいな。この起点側のところから大カーブの上までが今新道ができると思ひますけども、その残ったところはどういう形に、残存しとるカーブはどういう措置になりますか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）御指摘の場所は、起点から上流、多里に向けた川沿いの部分だと思ひます。一番厳しいカーブだったところが今回の認定には取り込んでおりません。県の計画ですと、待避所としてチェーンの脱着とかそういったものに使いたいということですが、今は、進入に関しては防護柵等で塞いで、自由には出入りできないようにしておりますけれども、将来的に活用の価値があるということで、ここは県道の管理敷地内に残すということで協議しております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

ないようでしたら、次に、議案第98号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）既存の農道を76メートル延長してバイパスにつなげるといふことですが、町道の認定、この当該区域には民家もあって、これまで除雪もされていると思ひますけども、このバイパスまでが町道で除雪する区域となるというふうに、これから冬の除雪に当たって、そういうふうにされるということではよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）御指摘の点につきまして、完成した後にも、生活道の関連ということで、除雪の作業効率は、まだバイパスができるまでは人家からまたUターンして帰るといふようなところでしたけども、今回、正規に町道にして、除雪は生活路線で1年かきましたが、それを取り込んで通り抜けると。そうすればほかの路線にも早く回れるといふところで、除雪については、町道として今後は管理するといふ扱いになります。ただ、御指摘の中で、除雪に関しては、町道だからとか、農道だからしないとか、そういう決めはしておりません。生活道で必要なところに関しては、できる限りのサービスはしているといふふうにお願ひしております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第97号、町道の路線認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第97号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第98号、町道の路線変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第98号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第99号

○議長（山本 芳昭君）タブレット6ページから13ページ、日程第4、議案第99号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第99号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について。次のとおり、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について、地方自治法第252条の規定により、本議会の議決を求めるところでございます。

概要ですが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の事務を補助する職員の名称を変更するため、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の一部を変更する協議を行うものでございます。

内容としましては、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の事務を補助する職員を特別職非常勤職員から会計年度任用職員に変更するための協議であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）この会計年度任用職員の条例改正も提案されている関係の規約改正ですけれども、この個人情報の、西部圏域で行っているこの情報公開と個人情報の審査会ですけれども、大体年に何回ぐらい開かれていますか。特に個人情報、情報公開という大事な業務を行っている連合の組織ですけれども、どのような開催状況なのか、委員は5名となっていますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。今回議案提案させていただいております西部の町村の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、事務局を西部町村会内に設けております。西部の全町村の個人情報なり情報公開に関する取り扱いに疑義が生じた場合に、その審査会の委員に集まっただいて、審議いただいて、結論を出していただくというふうな機構になっております。平常的に年間何回開くというふうなルールはございません。案件が生じたときに招集されて、専門知識を持った委員が寄られて結論を出していただくというふうな審査会になっております。ちなみに平成30年度においては、そういう案件がありましたので、数回開催をされておるといふふうに聞いておりますけれども、必要に応じて開催という審査会であります。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第99号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第99号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第5 議案第100号

○議長（山本 芳昭君）タブレット14ページから24ページ、日程第5、議案第100号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題いたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第100号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例を制定するものでございます。

内容ですが、最初に、会計年度任用職員の職の位置づけ、職員の給与、報酬等について、条例により規定するものでございます。現行の非常勤職員につきましては地方公務員法の適用を受けない特別職であるが、会計年度任用職員は地方公務員法の適用を受ける一般職に位置づけられます。一般職の職員であることに鑑みて、給与とか費用弁償並びに任用及び職員に関連する事項について、条例による規定が必要となることからであります。

最初に、会計年度任用職員の給与の種類であります。地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された職員ということで、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員でございますが、給与、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、宿日直の手当、休日勤務手当、期末手当を支給するものであります。地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用された職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員でございますが、報酬、期末手当を支給するものでございます。

2番目に、給与と報酬額の決定の基礎ということで第3条に決めてありますし、第4条では給与額を設定しております。それと、フルタイムの会計年度任用職員の手当につきましては第6条から第12条まで規定をしております。先ほど申しましたように、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当等についての内容が記載してあります。それと、報酬額ですが、第15条と第25条に記載しておりますが、職種または職に応じて月額あるいは日額、または時間の額が定めてあります。また、職種または職種の分類によりがたい職につきましては、限度額を超えない範囲で定めてあります。

続きまして、パートタイムの会計年度任用職員の手当、あるいは報酬、費用弁償についてですけれども、それぞれ16条、17条、18条に特殊勤務、あるいは時間外勤務、休日勤務のそれぞれの報酬がありますし、また、19、21条、28条につきましては宿日直勤務に係る報酬、あるいは期末手当、通勤に係る費用弁償等が掲載してあります。

この条例につきましては、施行期日は、令和2年の4月1日からの施行でございます。

審議方よろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）先ほどの午前中の一般質問でもありましたけれども、まず第1点は、地方公務員の給与は、人事院勧告によって、毎年8月に発表される人勧で、年末等にこれまでの給与を変えてきたことがありますけれども、このたびの会計年度の任用職員についても、人勧に、勧告に準じて給与改正を行うという考え方なのかどうか、この点について、まず最初に質問いたします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。今回のこの条例の別表のほうに給与表をつけております。これは全協のほうでも説明をさせていただきましたけれども、正規職員が使っております行政職の1という給与表の一部をそのまま活用させていただいてるものでございます。したがって、給与改定があった場合には、同じく改定をするという考え方は持っております。ただし、西部の町村の中で、運用について協議する中で、いわゆる4月1日に遡及というふうな人事院勧告が出た場合でありますけれども、翌年度4月からの適用とするというふうな運用にしようということと申し合わせをしておるところでございます。この運用につきましては、従来から特別職、町長等の給与についても翌年度からというふうな運用をしております。それと同様の運用をしようということと、西部の町村会の中では話をしておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）これまでも、私も議会に出させていただいてから、4月に遡及することもあったんですね。その点について、西部のこの会議の中では、翌年度の

4月1日から施行するという事で一致しているわけですか、構成町村が。確認します。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）この制度を検討する中で、担当者なり総務課長会で、合同でこれまで協議を進めてまいりました。その中で、そういう運用にしようというふうな申し合わせをしたところでございます。いろいろな考え方はあろうかと思えますけれども、いわゆる会計年度職員、短期での雇用もあります。年度途中でやめられた方、そういった方も含めて、既に職員でない方についても遡及をしてというふうなことになる、一つには事務が煩雑になるというふうなこともございます。もろもろの意見交換の後に、そういった運用ということの方針を出されたところでございます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

そのほかございますか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）別表の給与表なんですけれども、1級、2級、3級とありますよね。今、執行部が約69名の方に、今の当該する職員に69名の方の意向を想定しまして、任用職員になるかどうかも含めていろいろ相談していられるという話が午前中ありましたけれども、この級については、それぞれ再任用に採用になった場合に、職員はもう1級からスタートすると、全職員、全再任用職員という考え方なんでしょうか、その点をお聞かせください。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）給与表の運用につきましては、以前の全協で資料とともにお知らせをしておりますとおり、基本的に、職種別の給与につきましては、資料のとおり、基本、1級を使って運用していくということで考えております。今回、条例の案の中にもありますけれども、2級、3級を設置をしておりますのは、今後も含めて、例えば民間企業からの職員の派遣を受けたりもした場合には、1級の給与の中では賄えない方も想定できるだろうということで、ある程度の価格のところまでの給与表は準備をしておくというふうな意味合いでございます。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第100号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第100号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第6 議案第101号

○議長（山本 芳昭君）タブレット25ページから32ページ、日程第6、議案第101号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第101号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。次のとおり、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の改正により、現行の非常勤職員制度を見直し、新たに会計年度任用職員制度が創設されること及び臨時的任用における要件が改正されること等に伴い、現行の町の関係条例について整備を行うものでございます。

内容ですが、関係条例中の条文の整備ということで所要の改正を行うものでございます。整備する条例でございますが、14の条例が該当しまして、日南町職員定数条例、2番目が公益的法人等への日南町職員の派遣等に関する条例。3番目が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例。4つ目が日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。5つ目が日南町職員の分限に関する条例。6つ目が日南町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例。7つ目が日南町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例。8つ目が日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。9つ目が日南町職員の休日及び休暇に関する条例。10個目が日南町職員の育児休業等に関する条例。11番目ですが、日南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例。12番目ですが、日南町職員の給与に関する条例。13番目ですが、日南町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例。14個目、最後になりますが、日南町職員等の旅費

に関する条例ということで、改正をお願いするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からの施行でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）まず、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということなんですけれども、これは、つまり、会計年度任用職員でもパートタイムの方は育児休業をしている職員の期末手当等を支給しないということですね、はい。

○議長（山本 芳昭君）はいじゃなくて、質問してください。

○議員（3番 岡本 健三君）ですか、それでよろしいですか。済みません。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御指摘のとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）タブレット28ページの第9条、勤務時間、休暇に関する条例ですが、この休暇、有給休暇の件です。ここで第5条が削除となっておりますが、削除した場合に、有給休暇を与えることについては、どの条項に出てくるのでしょうか。（発言する者あり）第9条。（「5条を削除」と呼ぶ者あり）要するに、年次有給休暇は与えるのでしょうか。それを、いつ、何日与えるとかいうのをどこに書いてあるのでしょうか。別に準ずるんだったら、その内容が欲しいんです。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）済みません、ちょっと今すぐに出てまいりません。後刻報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）実は、全員協議会で説明文書が出ております。その条項が出てないので、あえて質問したんです。全員協議会のときの有給休暇、年次有給休暇は労働基準法に準ずる、現行規定は採用6カ月後に5日間賦与。それを、制度導入後、来年の4月からは採用時に10日賦与になったんですね。それはどこに条文としてあるのでしょうかという質問です。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼しました。1項目めの御質問も含めてでございますけれども、第8条のほうに、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正がございます。こちらの中に、新たに会計年度任用職員の勤務時間、休暇等ということで、こちらのほうで新たにうたうことになっております。細かい取り決めについては別に定めるということになっておりまして、こちらのほうは年度末までに規則のほうをつくらせていただく予定にしております、そちらのほうに先ほどの御指摘の件も入れる予定にしております。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）実は、前回の全協のときもこのような働き方改革で冊子をいただきました。その内容の、年次有給休暇についての、書いてあるわけですね。これは国の基準です。働き始めて6カ月後に10日の年次有給休暇を賦与しますとなってるわけです。これが国の指針です。今、今回されようとするのは2段階アップなんです。というのは、今までは6カ月後に5日間でしたが、今度は採用時からもう10日と、日数も倍、そして、半年後のが、もう採用時からになったと。たしかその後です、新聞でそういったこと書いてありました。有給休暇の与え方については各市町村に任すような文章があったもので、それ言われたら、日南町はそのような形でされるのかなという私は解釈したわけです。このような、待遇改善はいいです、私は。労働基準法は最低基準を言ってるのは、それ以上のことはいいんですが、任用職員の方について、今までほとんど賦与されてなかったというようなところが、今回から、もう採用から10日の賦与やと。現行の職員ですか、正職員の方は採用時から10日いただいとると思うんですが、それはどうなんですか。まず、現行職員の基準はどうなっておるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）まず、現行の正規職員につきましては、基本1月から12月という区間で有給休暇を与えておりますので、4月採用の職員は15日間を採用時には与えます。考え方とすれば、採用時から、通年ベースでいうと20日間を賦与しておるということです。

先ほど御指摘のありました2段階のアップと言われましたけれども、前回の説明の中で、若干説明が不足しておったところがあるかもしれませんが、従来は6カ月経過後に、その先1年間について10日です。ですので、年度を区切ると5日ということになりますけれども、10日間出しております。今回はそれを6カ月経過前、採用時から10日間出すとい

う形に改善をしたというところで、労基法の最低基準プラスではございますが、そういった運用を考へておられるということと、労働条件通知書という形で全部つくると、恐らく民間では労働条件通知書という形です。この場合、労働条件通知書という形です。役場のほうでもそういったものをつくっておられるんですか、労働条件通知書という形です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）これは大変待遇改善の目玉商品になると思うんです、逆に言えば、これをアピールしないと、逆におかしくなると思うんです。というのは、恐らく民間では労働条件通知書という形です。役場のほうでもそういったものをつくっておられるんですか、労働条件通知書という形です。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）実際お出しするのが恥ずかしいような内容ではありますけども、基本的な内容を定めたものはお渡しはしておりますけども、十分ではございません。このたび、この会計年度任用職員制度になるに当たっては、標準的な様式も示された上で、細かくこういった内容を示すということによって決まっております。そちらに沿って通知はしたいと思っておりますけども、これまでは100%の内容で通知ができておったかということ、そうでなかったかもしれないという思いがあります。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私も民間でこういった人事労務をやってきた経過ございまして、ここにもサンプル、ちゃんと書いてあるんですね。これは本当簡単です。国の指針であります。民間ではもう少し詳しくするんですけども、言いたいのは、本当にこのように待遇改善しましたよということとを大きくアピールできると思うんです。日南町独自で恐らくこうなっておられるのか、西部の市町村でこうしようということになったのか、ちょっと私にはわかりませんが、私が危惧するのは、基本的ですよ、民間は半年後に初めて10日、6カ月間真面目に働いたと認定された後に10日の賦与に来るわけですよ。それまでは、休みは欠勤なんです。だから、半年間は真面目に、真面目とは言いませんけども、やっておると。ただ、もう一つあるのは、入社してから2週間以内に、極端に言うのと、解雇通告をしていいんですよ。15日たつと、解雇通告した場合は1カ月間の補償せないかんわけです。1カ月分の給料渡せば、もうやめていただいて結構、もう来なくていいですよ。何を心配しているのかといいますが、あくまで2年、3年、任用職員になる方はいいですよ、毎年、年休も積み重ねて持っていかれるのは。私、一番心配するのは、1日来て、どうも自分は合わんといったときに、権利だけ主張されて、10日間年休くれと言われたら、権利です。そういうことも我々民間では想定するわけですよ。本当にそれはいいのかわかりませんが、私はちょっとそれを危惧します。そういった経験もしてきてます。権利だけ主張されるんですよ。でも、年休をいただくとき、やはり、上司とかその職場と相談した上で決める、ただし、権利だと言われたらそこまでなると、そういったことを考慮したときに、例えば10日じゃなくても、5日間ぐらいのレベルでいいんじゃないでしょうか。最初から10日を与えなくても。前進ですわね、半年後の5日を、今度は採用時から5日、6カ月になればまた5日プラスして、年間10日という形されたほうがいいんじゃないでしょうか。ほかの市町村がどう考えとるか、そこから、話しされたことございまして。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）西部の市町村内でもこのことについても意見交換をしまして、この運用につきましても、労基法は最低基準ということではありますけども、各市町村の運用状況はまちまちになると思います。うちの町については、今回、この部分を改善しようということ、今おっしゃったような問題が出ないとは限りませんが、基本的な考えとしては待遇改善ということで、正職員と同じような賦与の仕方をしたいというふうに考えています。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私はそれを言っただけでいいかわかりませんが、私は、もし意見を言えるならば、今、質問でしかできないかわかりませんが、まず、採用時からただけというのは、まず一つ、ありがたいということ、そして、最初の10日分をいうんか、普通だった半年間一生懸命働いて賦与されるものが、最初から5日間ももらえますよという形で、都合悪く3カ月でやめた場合でも5日間の、消化してやめていく可能性はあるわけですね。民間では、やっぱり労働の対価で、有給休暇ですから、お金いただいて休むわけですから。無給じゃありませんから、そういった厳しさというんですが、ただし、今回のこれについては、物すごく処遇待遇については厚遇されてるなという感じはします。民間にいた人間だから余計に思うわけですね。ちょっと過ぎるんじゃないかなと。ただし、最初に5日間与えるのは、僕はいいと思っております、病気とか不慮の事故とか、いろいろありますから。それはもう一度考慮されるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御意見いただきました。今お話をしましたように、こちらについては条例ではなくて、その下のほう、決め事で決めていくものでございますので、4月1日までにそういった経過も含めてさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）少し説明をいただきたいと思っておりますけれども、この条例の中の11条のところについては、会計年度任用職員制度導入に伴う改正でありましようということでしょうか。お願いします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）11条につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、こちらの別表の中の交通指導員が削除になっております。こちらについては、このたび、国の指導の中で、従来、特別職非常勤であった交通指導員を会計年度任用職員として扱いなさいという指導がっております。そのための改正でございます。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そうしますと、全協でも資料いただいておりますけれども、交通指導員というのはどの位置に該当するわけですか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）実は、これにつきまして、運用について、今協議、西部の中でも協議をまだ継続しておるところでございます。市であったりってところについては、ある程度勤務日数があるって、それに沿った給与の位置づけ、日額ベースで算出できるような勤務のあり方もあるようなんですけれども、ほとんどの町村が、いわゆる従来年間報酬のよう形をお願いをしたような勤務の仕方の中で、どう会計年度職員の中で給与、報酬を払っていくのかというのをなかなか整理ができなくて、今、いろいろと検討をしておるところでございますけれども、ただし、今回は、この非常勤特別職ではなくなるということ国の方針で決められておりますので、会計年度職員制度の中で雇用できるような形を今後も検討していく考えです。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そういう国の制度設計であるようなんですけれども、本当に町内の交通指導員の活動実態は本当にごくわずかだと思いますので、十分な検討をお願いをしたいと思っておりますが、この表の中で、この3つのますを削るということになりますと、下のスポーツ推進員は、上の月額というものがおりてくるということになりますと、月額2万円という報酬と理解されまじけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御指摘のとおりだと思われまじ。訂正をこの後、させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）この会計年度任用職員に対する条例改正のセットの中に、一般質問でもちょっと申し上げましたけれども、会計年度任用職員に対する定数の問題って入っていないと、そもそも会計年度任用職員の任用の根拠というものが条例にはないと。現在の場合、臨時的任用職員等の任用については、臨時的任用職員等の任用に関する規則で根拠づけてるというふうに考えればいいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）任用については定めておりますけれども、午前中のお話にあったような人数であるとか、そういう枠というふうな考えの定義はその中にはございませ

ん。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）そうですね、おっしゃるとおりで、恐らく会計年度任用職員についてもこの規則と同じような規則をつくれるんだと思うんですが、問題はその根拠として、恐らく任用に関する規則で定数を決めずに運用してるというのは、地方自治法の第172条の規則で、3番目に、第1項の職員の定数は条例でこれを定める。ただし、臨時または非常勤の職についてはこの限りではないという、ここが根拠になってると思うんですが、ごめんなさい、この先はちょっとあれなんですけれども、総務省のホームページで見たら、この地方自治法172条の改正がされてるかどうかがちょっとわからなかったんですけど、この改正は確認されたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）申しわけありません、私のほうでは確認しておりませ

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）それはちょっとぜひ確認していただきたいんですけども、もしこれが改正されていないとすると、解釈の仕方として、臨時または非常勤の職員についてはこの限りではない、つまり定数は条例で定めなくてもいいということになりますけれども、読み方によっては、第1項の職員というのは、第1項というのは普通に、何ていうんですか、地方公共団体に職員を置くって言うてる、第1項はそれを言うてるわけなんです、最初にも町長おっしゃったように、一般職になると、会計年度任用職員ということであれば、定数を条例で決めなければいけない職員になるのか、それとも臨時または非常勤の職のように定数を決めなくていい職員になるのかっていうのは結構微妙な問題になってくるのではないかなと思うんですが。改正がされてれば、そこは臨時または非常勤の職員についてってところが、会計年度任用職員についてはという、その文言が加わってれば問題ないんですけども、その辺ちょっと御確認をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御指摘いただきました自治法の改正については、確認はしたいというふうに思いますけども、今回の職員定数条例の中でいわゆる臨時的任用職員、非常勤または会計年度職員を除くとなっておりますので、定数から除くという趣旨の改正でございますので、当然、自治法のほうもそういった趣旨で改正がしてあるものと想定いたします。

○議長（山本 芳昭君）確認をお願いいたしたいと思います。

そのほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第101号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第7 議案第102号

○議長（山本 芳昭君）タブレット33ページから34ページ、日程第7、議案第102号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第102号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の改正により、現行の非常勤職員制度を見直し、新たに会計年度任用職員制度が創設されること及び臨時的任用における要件が改正されること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、賃金等で雇用する職員の給与の条文を臨時的任用職員の給与及び会計年度任用職員の給与に改め、各職員の給与を条例で規定するものでございます。地方公務員法の第22条の2第1項1号に掲げる職員ということで、パートタイム会計年度任用職員でございますが、この方につきましては、報酬、費用弁償、期末手当等でございます。地方公務員法の第22条の2第1項2号に掲げる職員ということで、フルタイムの会計年度任用職員でございますが、給料、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当でございます。

施行の期日ですが、令和2年の4月1日でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）日南病院事業会計でこの会計年度任用職員に該当する職員の現行の人数と、本庁舎では69名ということがあったわけだけでも、実際にそういう待遇で働いておられる方は何人おられるかということと、それから、来年度から何人想定されているのかということについてお知らせください。

○議長（山本 芳昭君）中曾病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曾 森政君）今、数えましたが、本年度27人です。来年度もおおむね同程度の人数を見込んでおります。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。
〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第102号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第8 議案第103号

○議長（山本 芳昭君）タブレット35ページから43ページ、日程第8、議案第103号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第103号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、令和元年の11月15日成立の法律ですが、このことによりまして、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、給料表等について、平成31年4月1日に遡及して改正するものでございます。民間給与との格差387円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるものでございまして、平均改定率が0.1%、初任給につきましては、大卒でいきますと1,500円、高卒でいきますと2,000円の引き上げの内容となっております。

続きまして、特別給の勤務手当の月数の改正でございまして、年間0.05月分の引き上げの内容となっております。

3つ目ですが、住居手当の改定ということで、民間における住居手当の支給状況等を踏まえまして、手当の支給の対象となる家賃の額の下限を引き上げるということで、現在1万2,000円ですが、それを1万6,000円に下限の引き上げという内容でございまして、また、手当額の上限を引き上げるということで、現在2万7,000円ですが、2万8,000円に改定する内容となっております。

施行期日は公布の日からということで、ただし、第2条の規定におきましては令和2年4月1日からという内容でございまして、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。給与に関する条例の一部改正内容につきましては、ただいま町長提案のとおりでございますけれども、この後、特別会計も含めての補正予算等で人件費についての補正が出てまいります。その中で、今回の補正がいわゆる4月の職員採用、退職、そして異動等によりまして部分での補正も含まれておりまして、人勧に係る、給与改定に係るものがわかりにくくなっております。この際、ここで今回の人事院勧告による改定の影響額を報告をさせていただきたいと思っております。

月例給与ですが、職員全体で64万7,100円の増です。これは、国が0.1%、主に若年層の初任給なり、給与表を上げたものの影響です。

それから、勤勉手当が0.05プラスになりました。これの影響が約166万9,000円ということで、合わせて230万ぐらいが今回の改正の影響額になりますので、補足して説明をさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第103号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第9 議案第104号

○議長（山本 芳昭君）タブレット44ページ、日程第9、議案第104号、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第104号、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたこと及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、町の条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、大きく2つありまして、1点目ですが、災害援護資金の貸し付けに係る償還方法の見直しということの内容であります。年賦償還、半年賦償還というのが現在ですが、それに月賦償還による方法を加えるものでございます。現行制度におきましては年賦償還または半年賦償還に限られている災害援護資金貸付金の償還方法につきまして、それぞれの借り受け人の事情に応じた償還方法を選択できるように見直しを行うものでございます。

2点目ですが、保証人等の規定の整備ということで、これまでは施行令第8条の規定により、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないとなっていました。また、町が償還金の支払を猶予し、または、災害援護資金の償還未済み額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると見たときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者、または、その保証人の収入または資産の状況におきまして、災害援護資金の貸し付けを受けた者もしくはその保証人に報告を求め、または、官公署に対し必要な文書の閲覧、もしくは資料の提出を求めることができるとされたことから、条例該当箇所の改正を行うものでございます。主な改正内容は2点でございます。

これの施行期日ですけれども、公布の日からということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）本条例改正につきまして、若干追加して説明をさせていただきます。

内容につきましては、ただいま町長から提案ありましたとおり、いわゆる災害援護資金という災害時に融資を受けられる資金について、より借りやすく返しやすい制度に改められたということで、被災した方がいわゆる償還をしやすい、それと、災害時、みんなが大変なときに保証人をとるところがなかなか現実的に厳しいだろうということからの改正でございます。

日南町内でこれまでこの資金、恐らく記録がありませんので、借りた実績がないんじゃないかというふうには思いますけれども、基本的に県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害において、被災を受けた方が活用できる資金となっております。改正内容については、説明のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第104号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第104号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を2時20分からといたします。

午後2時06分休憩

午後2時20分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10 議案第105号 から 日程第16 議案第111号

○議長（山本 芳昭君）タブレット45ページから148ページ、日程第10、議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第11、議案第106号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第107号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第

108号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第109号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第110号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第111号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）、以上、令和元年度補正予算関係7議案を一括議題といたします。
各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,087万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,133万7,000円とするものでございます。

繰越明許費ということで、第2条にありますけれども、第2表、繰越明許費によるということ記載しております。また、第3条で地方債の補正ということで、第3表、地方債補正によるというふうに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

主な補正の内容でございますが、歳入のほうですが、分担金負担金ということで、△ですが、マイナスの120万円、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の減によるものでございまして、地元負担金の減を予定しております。国庫支出金ですが、438万円、主に道路維持管理事業における社会資本整備総合交付金の増ということで見込んでおります。

県の支出金でございますが、マイナスの717万8,000円、先ほどありましたが、主に単県小規模急傾斜地崩壊対策事業費補助金の減を見込んでおります。町債のほうは550万円ちょうど。主に林道内方線の新設改良事業の増ということで予定をしております。

歳出とあわせまして、繰越金のほうですが、5,999万円財源不足というところで予定をしております。

歳出のほうですが、今回は人事院勧告における給与改定等のものがそれぞれあります。が、特に一般管理事務ということで、1,800万を予定しております。職員の健康福利厚生事業では、マイナスの100万円ということで、事業の見直しによります報償費の剰余金の減額を予定しております。いわゆる当初でいえばライザップの関係の事業ということでお知らせをしておきます。

財政管理事務ということで479万5,000円、平成の30年度分のふるさと納税寄附金を積み立てるといってありまして、国際交流基金に228万5,000円、子どもゆめ基金のほうに251万円を積み立てる内容でございます。

そのほか、町有財産の整備管理事務ということで300万円、全町分野の町有財産の緊急修繕ということ、不足額に伴う増を計上させていただいております。

電算管理運営事務ということで、392万6,000円ということです。主に電算システム改修に係ります委託料の増ということです。

そして、生活保護の総務費ということで、1,592万2,000円を予定しております。平成30年度分の額の確定によります国庫の返還金が主な内容でございます。

農業後継者育成対策事業ということで、マイナスの660万ということです。農業研修生の採用実績に伴う減を見込んでおります。

鳥獣被害対策事業ということで132万円、イノシシだとか小動物の捕獲実績見込みの増ということ計上させていただいております。

それと、農道等維持管理事業ですが、400万2,000円ということで、農道維持工事の実績見込みによる増を予定しております。

治山事業におきましては、マイナスの1,030万円、単県小規模急傾斜地の崩壊対策事業実績精査による減であります。また、林道新設改良のほうで504万6,000円を計上させていただいております。林道内方線改良に係る軟弱地盤対策に係る測量設計委託ということ計上しております。それと、農道維持管理事業ということで1,828万

1,000円、主に道路維持の修繕工事の実績の精査ということでの増を見込んでるところでございます。

そして、生涯教育の総合推進事業ということで94万5,000円を計上させていただいております。現在、町史編さんという形で進んでるところであります。編集委員さんの皆さんの報酬を見込ませていただいております。現在、現場のほうでは鋭意努力をしておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第106号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,848万7,000円とする内容でございます。

主な補正の内容の歳入のほうですが、国庫支出金のほうで132万円ということ、特別調整交付金、システム改修分の国庫の受け入れを予定しております。県の支出金として905万5,000円、普通調整交付金を見込んでおります。あと、繰入金ということで32万円、国庫財政調整基金からの繰入金を予定しております。歳出のほうですが、国保事業の一般管理事務ということで132万円、先ほど申しあげました、国保システム改修に係る委託料の増ということで支出を予定しております。保険給付のところでありまして、退職被保険者等の医療給付費の中で234万3,000円を見込んでおります。退職者の振りかえの見込みの分の増ということでございます。国保の給付事業でありまして、その中の一般被保険者の高額療養費ですが、600万円ちょうど、一般被保険者分の高額医療費の療養費分が増を見込んでおりますので、その額であります。同じく国保給付事業の退職被保険者の高額医療費で71万2,000円ということで、退職振りかえの見込み分の増額を見込んでおるところでございます。

続きまして、議案第107号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,598万8,000円とするものでございます。

主な内容ですが、歳入のほうですが、繰入金ということで16万円、一般会計からの繰り入れを予定しております。

歳出ですが、介護予防のケアマネジメント事業ということで5万9,000円、介護予防普及啓発ということで2万2,000円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ということで7万9,000円を計上しております。内容は、いずれも人事院勧告による給与改定による内容でございます。

続きまして、議案第108号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億252万3,000円とする内容でございます。

主な補正の内容で、歳入のほうが繰入金ということで一般会計からの繰入金、歳出につきましては、居宅介護支援事業費ということで1万3,000円、内容的には、人事院勧告による給与改定による内容のものでございます。

続きまして、議案第109号、令和元年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。その中の収益的収入及び支出のほうですが、簡易水道事業収益の中の営業収益で2万4,000円を予定しておりますし、営業外収益が163万3,000円を見込んでおりました。事業自体の収益が補正予算が165万7,000円を予定しております。補正後の額が1億7,861万9,000円を見込んでおります。

収入の主な内容ですが、督促手数料といわゆる水道施設の被災認定による災害共済金ということで、163万3,000円を見込んでおるところでございます。費用のほうであります。原水及び浄水費というところで261万3,000円、配水及び給水費のほうで167万8,000円、総係費で31万8,000円ということで、費用の合計が460万9,000円とするもので、補正後の額が1億5,033万2,000円を予定しておるものであります。

支出のほうの主な内容ですが、原水及び浄水費の中の修繕費を261万3,000円、それと、配水及び給水費の修繕費が167万8,000円を見込んでおるところであります。

その次、資本的収入と支出のほうでございますが、資本的収入の中の工事負担金等ということで、443万7,000円を見込んでおるところでございます。あわせまして、資本的支出のほうですが、562万2,000円を見込んでおるところであります。

資本的収入の主な内容ですが、工事負担金ということで443万7,000円、いわゆる水道管の移設の移転の工事費の県の補償費を見込んでおりますし、支出のほうにつきましては、それに伴う深谷川の砂防工事に伴う水道管の移設工事に伴う費用ということで、設計委託料が23万4,000円、工事請負費が538万8,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、議案第110号、令和元年度日南町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。最初に収益的収支及び支出の部門でございますが、収入のほうでございますが、1万円ということでございます。いわゆる内容的には、督促手数料の収入の増を見込んでおります。費用のほうですが、合計でいきますと2万8,000円を補正額ということで予定しております。ポンプ場の通信費等がありますし、総係費で手当ということで、勤勉手当の見込みを2万8,000円見込んでおるところでございます。

続きまして、資本的収支の関係ですが、収入のほうで工事費の負担金ということで204万3,000円を見込んでおりますし、支出が251万1,000円を見込んでおるところでございます。

とございます。

資本的収入の内容ですが、深谷川の小規模砂防工事に伴う農業集落排水管の移設工事によります県の補償分が204万3,000円を見込んでおります。支出のところですが、同じ場所についての工事費ということで251万1,000円を見込んでございます。

続きまして、議案第111号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算(第2号)でございます。収益的収支ということで、収入のほうは210万円を見込んでおまして、内容的には入院収益を充当しております。病院事業費用のほうですが、同じく同額の210万円ということで、経営コンサルタントの委託料の210万を計上させていただいてるところでございます。

補正予算関係の説明を以上で終わります。よろしくお願ひします。

○議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

○総務課長(木下 順久君) 失礼いたします。私のほうから、若干補正予算につきまして、追加の説明をさせていただきます。

まず、議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算(第6号)に関してございます。まず、予算書の第2条に明許繰り越し費を今回お願いするものでございます。こちらにつきましては、タブレットでいいますと48ページのほうに記載をしておりますが、公共土木施設災害復旧費でございます。2,500万の内容につきましては、町道三本杉村尾線の深谷川、深谷橋の災害復旧の工事でございます。こちらにつきましては、2,500万円の内訳は、県への負担金1,000万円、同じく県への委託料1,500万円ということで、合わせて2,500万円を繰り越しをお願いするものです。こちらにつきまして、経緯につきましては、この後、建設課長のほうからも説明をする予定にしておりますのでお願いしたいと思いますし、あわせて、事業会計であります簡易水道事業、それから下水道事業についても、このたび工事費を繰り越すというふうな内容での説明もいたしたいというふうに思います。県が工事を受託していただいて、一体的に橋、それから上水、下水の管を砂防工事とあわせて施工されるということで、その中で工事発注の工期をとると、年度内におさまらないということでの繰り越し承認後の契約とされたいという内容のようです。この後、説明をいたしたいというふうに思います。

続きまして、タブレット49ページのほうに地方債の補正を上げております。過疎対策事業でございます。限度額を13億3,410万円から13億3,960万円、550万円の追加の限度額をお願いしております。こちらの内容につきましては、先ほど町長からも提案がありました、林道の内方線の新設工事に係る設計委託費部分等を起債で充てさせていただきたいというふうに思っております。

それから、予算書の説明資料の中に今回、給与費の明細書をつけております。66ページのほうに一般職の給与明細書をつけてございます。今回の補正におきまして、給与なり手当、各会計間でたくさんの数字が上がっておりますけれども、これが一体的に一般会計内で整理をした表がこちらでございます。補正額見ていただきましたとおり、今回、給与等も補正額が各事業の中で上がっておりますけれども、最終的にはプラス・マイナス・ゼロとしております。変わっておりますのが職員手当、内訳は、期末手当と勤勉手当の部分でございます。これにつきましては、今回の人事院勧告に係る給与改定分と合わせまして、4月を中心にした職員の採用、退職、人事異動等で当初予算から変わってきたものを整理させていただいたためのものでございます。よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それからもう1点、病院事業会計です。議案第111号でございますけれども、先ほど収益的収支の補正の中で、経営コンサルタントの委託料210万ということで町長から説明をしていただきましたけれども、予算書のほう123ページ、病院のほう、また、説明書でいいますと148ページのほうにも記載ありますが、今回、令和2年度にわたっての債務負担行為をお願いしております。額面が390万円ということで、今回の210万円と合わせまして600万円という事業費で、今回お願いいたします経営コンサルタント委託料を2カ年にわたって委託業務を発注をしたいという予算要求でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私のほうからの説明は終わります。

○議長(山本 芳昭君) 財原建設課長。

○建設課長(財原 積君) 私のほうから、先ほど町長は提案、総務課長が繰越明許費について、概要を一般会計105号について行いましたが、その補足で説明させていただきます。

一般会計の公共土木施設災害復旧事業は、当初予算3,400万のうち2,500万円、これは去年の台風24号で三栄の町道三本杉村尾線、深谷橋ということですので、国道から対岸側の谷で町道橋が被災したという災害がございました。これにつきましては、町

道の災害復旧は原形復旧ということで、基本的に小さい既存の橋の復旧が原則ですけれども、ちよどこで県の砂防事業が上流でやっているといるところから、町道橋の復旧を県に委託して、なかつ幅員も3メートルから4メートルに程度を上げて復旧するということになります。併施工というところで、災害の許可を得ております。当初から事業計画、今年度で進めるといいうところでありましたけれども、県の設計の中で、当初、橋梁、橋で計画しておられるところでも、設計条件、地盤が悪いということで、コンクリートのボックス形状に変更するという手続が生じました。その変更に伴って、工事発注が今のところ年明けの1月から2月に県は予定されております。当然、年度末の工期が足りないということで、県議会でも繰り越しの予算を確保して、工期の設定を今のところ6月完成の見込みで、繰り越しを県議会が承認が得られたら発注したいということになります。それにあわせて、町のほうは復旧事業のために負担金と工事の災害復旧の委託とということで予算を組んでおりますので、町の予算も繰り越しの議決を得て、県のほうに委託して事業を完成させたいということころで、今回、災害復旧費の3,400万のうち、深谷橋に係る2,500万円を繰り越しの承認をいただきたいということとしております。

それにあわせてですが、109号の簡易水道事業会計、それと110号の下水道事業会計におきましても、そこに簡易水道と下水道の管路があるということで、こちらのほうは逆に県のほうから移転の補償を受けて、町のほうで工事をするという手続になります。その関係の工事請負費の増額補正を今回お願いしておりますが、繰り越しの明許に関しては、地方公営企業法の財務の手続の関係では、年度を越えて執行したものについては翌年度の5月31日まで報告と、一般会計でも新年度の当初議会で、6月前あたりの議会で報告しと思っておりますが、そういう手続になるとということで、今回、明許費の計算書は上がっておりませんので、御承知いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）今まで補正予算説明附属資料について説明をしていただいたように思いますが、これについては省略されますか。（発言する者あり）いいですか。

そういたしますと、説明をしていただきましたので、これより各案に対する質疑を許します。まず、日程第10、議案第105号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6号）から質疑を行います。タブレット128ページからの補正予算説明附属資料により、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット129ページから130ページ、総務課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）財政管理事務の中のふるさと納税の関係でございますが、この中では、このたび積立金として国際交流基金と子どもゆめ基金ということになっておりますが、実際、この平成30年度にふるさと納税等の納税者が寄附をするに当たり、使道を指定することができると思うんですが、使道ごとの金額、明確に国際交流基金というような積み立ての目的というのは、使い方によってあるのかわからないんですけども、町長にお任せというのもあるかと思うんですけども、そこらあたりのいわゆる納税者の指定した使道がこの基金の積み立てに反映されてるかということを確認させていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）御質問の件、ふるさと納税の30年度分の実績のいわゆる寄附者の使途の特定ということですが、30年度全体では737万4,000円のふるさと納税をいただいた実績がございます。そのうち、子育て支援に使ってほしいというものが51万5,000円、産業の振興、こちらが136万4,000円、それから、その他、町長にお任せ分、これが228万5,000円、このお任せ分を今回、国際交流基金に当てさせていただきたいと思っております。それから、森林育成活動及び林業振興ということで70万円、以上、合わせまして、737万4,000円となります。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、131ページ、企画課について質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私が一番最初でした。

タブレット131の下段で、日通との交流事業の一環として、2月に本社ということの旅費等が計上されておりますけれども、全体の企画のイメージが浮かばないわけだけども、日にちだけは特定されておりますが、どういう対象者、恐らく本社は東京ですよ、どういうイベントをされるのかということをもう少し詳しく、資料があったら示していただきたい

と思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。

現時点におきまして、企画書なるものの資料は御用意しておりませんが、口頭にて申し上げますと、数年前におきまして、日通の本社内において、日南町の特産品を持っていき、ロビーのような広いスペースで試食販売をした経過がございます。イメージとしては、同じような形で職員、あるいは特産品を取り扱われます町民の方と一緒に出かけまして、販売をしたいというところが一つでございます。また、荷物については、発送して利便性を図りたいという内容のものでございます。なお、この販売につきましては、今のところ1日を想定をしておりますので、1泊2日というところで考えておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）これまでも日南町、いろんなイベント、東京等に出かけてやっておられますが、特定の企業、日本通運という企業の社屋の中でやられるということなんですけれども、費用対効果とってはなんですけれども、実際にこれは試食をされるわけですか、販売も兼ねてやられるんですか。もう少し詳しく説明していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。経過をもう少し申し上げますと、日通の活動は夏1回、秋1回、年2回行ってきておりまして、ことしの秋で21回目を迎えております。その間、このたびの10周年という節目を迎えるに当たりまして、副社長様にお越しいただき、また執行役員の方も一緒になる中で、多くの方に活動していただいたところでございます。これまで累計、延べ600名ほどの方に作業いただいております。

この秋に活動しました折、副社長様より、おいしい食材は本社約3,000人いる中で改めてPRしてほしいということで、以前にも議員様より一般質問等でいただいた経過もございました。そういったところも踏まえて、こういった活動をじゃあやろうじゃないかという機運醸成をしたところがありましたので、それで、毎年2月には運営委員会ということで、新年度の計画についても話し合いの場を持っておりましたが、それも兼ねて、今回、本社にて特産品を販売させていただく、その際には、例えばお餅であればその場で小分けにして焼いて召し上がっていただくというようなことも展開できようかと思っておりますし、ジュース類であれば試飲をしていただくようなことで、実際に味わっていただき、手にとって買っていただきたいというようなイメージで、今のところ想定をしておりますのでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）試食とか物販もいいんですけども、やっぱり本当に日南町の米やトマトを中心として、そういう特産品を単に宣伝するだけでなく、例えば日通の社員食堂の給食で日南町のお米を炊飯して職員の皆さんに出していただくとかいう、そういう具体的なやっぱりつながりをきっちりとして、単発的な何周年とかという単なるイベントに終わらない方法をこれからはとっていかれないと、予算もそんなに多くないわけなんですけれども、結局、職員を現地に行かなければいけないし、かなり労務的にも大変だとも思うから、こういう機会を生かして、きっちりとした、例えば予約注文をとるとか、この商品はおいしかったからぜひとも定期購買をしたいとか、そういう形に見える、やっぱりある程度実利がなかったら、何のためにやるとするのかという、生産者の立場から見ればそういうふう思うんですけども、改めて、今回のこういうイベントに対して臨まれる姿勢をお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。御指摘いただきました点も踏まえまして、説明不足の感もございました。社食でかつては米飯といいますか、お米に使っていただいたことでもあります。今は外部から受けた会社が入っていらっしゃる。なかなかそのレールに乗るということは今回も試みたわけですが、難しい実情がございました。議員御指摘のとおり、やはり継続的に売り上げにつながる、収入につながるというところでは、まず、ふるさと納税あたりを、この秋の活動でも副社長様より一言社員に向けてはいただいておりますので、参加しなかった職員に向けても今回PRをしたいと思っております。今、予約販売というような御提案いただきましたので、そのあたりもあわせて一緒にPRする傍らで注文につなげて、実績を上げていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）町長、いいですか。

中村町長。
○町長（中村 英明君）重ねての内容と、いうふうになり、まずけれども、先ほど副社長がこと
しお越しいただき、もうこまごまの経過の中、私自身も一緒に作業しましたし、その後の
懇親も同席さしていただき、私のほうからもういらないというふうな話もさしていただき、その御意向
もありましたし、私にきいていただくと、さういふふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
員として動かしやすいたういふふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
たところにつなげていきたいというふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
かを職員にするっていうふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
食をいただいたりっていうふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
思ってますし、同時に物販も行っていきたいというふうな話もさしていただき、その御意向が一番社
御理解いただければというふうな話もさしていただき、その御意向が一番社

○議長（山本 芳昭君）5番、櫃田洋一議員。
○議員（5番 櫃田 洋一君）同僚議員がちょっと質問されたので、少しある程度、理解
はさせていただき、この企画、ある程度想像はできるんですけども、どういった体
制で、どういった商品ラインナップかなというのが聞きたかったんですが、ある程度ちょ
っと説明をお聞きしましたので、それはそれでちょっと理解ささせていただきますが、日
通株式会社が日通の森をしてるのは、もう1カ所、全国で山形県が多分あるというふう
思っております。日南町が今回2月にやられるのであれば、日南フェアというのは恐らく
5回目になるかと思うんです。山形県もこの時期に前後して、日南町の前後の週にされ
るのか、されれば比較されるからいいのか悪いのか、ちょっとそれはプラスかマ
イナスかわからない部分もあるんですけども、それと、2月っていう時期が決まっています
ので、過去3回は1月末から2月だったように思います。東京のとっとり・おみやげ新橋
館でも、よく店長さんとかおっしゃってたのは、米ができる時期、お餅ができる時期、で
すから、10月ぐらいに、例えばお餅を持ってきていただいたら、すごく売れるよと。米
もおいしいんだから、そういう時期にしていだけないでしょうかというようなちょっと
提案はあったような気がするんですけども。もうこの2月っていうのはちょっと外せない
と思いますけども、また今後企画されるのであれば、例えば新米ができた10月ぐら
いを考えられるとか、それから、同僚議員もおっしゃいましたけども、食堂での米の提供
ていうのは、なかなか外部のテナントが入って、その食堂、レストランっていうのは、
1日大体1,000人ぐらい多分来られると思うんですが、原価っていうのもあって、や
はり米がキロ300円ぐらいのところなんですよね、恐らく仕入れ値が。だから、そこ
対応できるかどうか、例えばスポットで、以前は大体一週間で270キロから300キロ
ぐらいをちょっと購入されたと思うんですけども、だから、そこに対応できるのか、ある
いはスポットでもいいから、その日南町の本当においしさ、米も含めたおいしさを提案さ
れるような形もまた提案させていただければと思います。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。
○企画課長（實延 太郎君）いただきました御質問なり内容につきましては、来年度の、
皆さんの期待もいただいておりますし、味、内容については折り紙つきでございますの
で、前向きに予算編成の中で検討を進めてまいりたいというふうな考えております。
○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。
○議員（2番 古都 勝人君）私は、中身はともかくとしまして、伺っておきたいのは、
この企業支援の対策事業でこの行動をとられるのが本当にいいのか。例えば、商工費な
か、イベント交流なのか。でも、そこら辺がよくわからないで、なぜこの企業支援の事業
で、この、いわゆる私からいうと交流事業なのか特産品販売なのかわかりませんけれど
も、どういう考え方でこの事業から支出されるのか、そこをひとつ教えてください。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。
○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。今後につきましては、また予算編成の中で
検討を重ねたいと思いますが、当初予算からの動きとしまして、企業支援対策事業の中
で、日通さんに限らず、CSR活動というところでは整理をさせていただいておった経過
から、ここで補正予算の整理もさせていただいておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。
○議員（2番 古都 勝人君）当初予算でこれを想定したわけではなくて、これは先般決
まった話だと思っておりますが、基本的にこの企業支援対策事業ができたときには、いわゆる
対象企業に対する支援だということの考え方で、交流事業的なものに支出するっていうの
は、私とすればどうか。商工振興なのか、特産品の販売なのか、あるいは交流事業な
のか、そちらの色の方が濃いと思うんで、今後、同様の事業を組まれるときには、そ
ら辺も検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。御指摘いただきました点におきましては、来年度の予算編成の中であわせて検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

関連ではないですか。

○議員（6番 岩崎 昭男君）企業支援ではないんですけど。

○議長（山本 芳昭君）久代議員、関連ですか。

○議員（8番 久代 安敏君）私は企業支援。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）この8名の職員、ごめんなさい。観光協会もあるわけなんだけども、企画課が予算、観光事業も企画課の予算ですけども、具体的に誰がスタッフとして参加されるのか、生産者とかいろいろあると思うんですけども、具体的にどういうメンバーを想定されてますか。そのことを確認します。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）現時点の想定でございますけども、未定のところもあります。町長あるいは副町長、それから職員を2名、あと、出荷者、いただく方を5名という想定で考えております。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）せっかく町制が60周年で、東京の本屋さんにも「日南X」という本を販売された、11月前だったんですけども、それは観光協会が取り扱っていられますね。ですから、やっぱり町長、副町長、企画課の職員、生産者が2名とかいう形でなしに、この際、企画課の担当職員が行かれるのはいいとは思いますが、町長は儀礼的なこともあって、表敬ということもあると思っておりますけども、同じ職員を派遣するにしても、本当に日南町にとってどの職員を送るのがいいのかということも含めて、やっぱり検討されたほうがいいということを一意見として申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。御指摘いただきました点を踏まえて、行くまでにはしっかり吟味した形で、申すまでもなく、縦割りではなく横断的な形で、オール日南で売り込みを含めて迎えたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）電算管理運営事務のところでございますが、ウィンドウズ7の機器の関係でございますけども、説明のところには「機器等の追加と」という表現がございませぬ。具体的に、例えばパソコンを購入するのであれば、執行経費では備品購入という位置づけになるかと思っておりますが、ここの説明をお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。こちらの経費につきましては、御承知のとおり、当初予算におきまして、2,640万のお認めいただいたものに追加して発注をさせていただきたいというものでございますけども、パソコンの購入のみに限らず、入れかえに伴うソフトであるとか、そういったものも含んでおります。昨日の一般質問でもいろいろと御指摘いただく中では、業務に支障のない形で導入をしていきたいと思っておりますが、現在対応するもののうち互換性がないというもの、ウィンドウズ10では、今、既存のものでは、動作性が認められないというところについて、追加でお願いをしておりますのでございます。よろしくようお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）済みません、きのう説明を受けたとき、私も最初はパソコンという機械を入れるのかなと思っていて、私の勘違いかなということとで問いまして、OSの入れかえという回答をいただいたわけですので、実際、当初予算で確かに委託料という形では組んでありますけども、これは議会のほうも認めとるわけですけども、やはりその機械という物とソフトウエアとか、その手のものっていうのは、別に、どちらかかっていうと機械をメインでその中に入っているソフトウエアという位置づけであれば、機械で備品購入になるかと思うんですけども、何かそこのところ、じゃあ、済みません、何台のパソコンを今回も含めて購入されるんですか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。今回予定しておりますのは18台を予定しておりますが、こちらは作業も一体的に行うというところで、委託料として整理させていただいたところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）当初から認めた形になつてくるんですけども、結局委託という形になるのは、物としての価値、いわゆる資産としての捉え方、そこらあたりが変わってくると思います。ましてや、備品という位置づけで管理をしていくかどうか。物として入れたものが、こういう委託料の中に入ってしまつて、実際に物として出てこないというのは、やはり管理上問題があるかと思ひます。この入れられた機械は、しっかりと導入後は備品として管理していただいて、しっかりと管理をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）御指摘いただいたところは重要なところでございます。しっかりと漏れのないように管理に努めたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか、いいですか。（発言する者あり）

それは、今、久代議員が聞いたほうがいいんじゃないですか。いいですか。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）本来でしたら、委託料と備品購入という2つの項目で執行経費を予算化するべきであつたと思ひます。

それで、今回はこういう形なんですけども、次回以降、特にコンピュータの部分っていうのは非常に微妙なところがあるかと思ひますけれども、しっかりとした予算を組んでいただきたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）きょう採決するわけではありませんので、時間がありますので、直されたらどうですか。本来、やっぱり私も備品購入費だと……（発言する者あり）いや、だから今回だけでも直されて、備品台帳に記載せんと、本当はおかしいと思ひますよ。ちょっと忙しいから直せんということならそれでもいいですけど、やはりそこら辺はよくチェックされたほうがいいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）ちょっと時間があるんで。（発言する者あり）

實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。パソコン、電算管理という中でのパソコンもそうでございますし、これら情報化につきましては、今後も更新は計画的に行わなければならぬという中では、今回も当初予算より、また、作業等も含めた一体的な形でこれまでを踏襲して委託費で整理させていただいており、また今回もそのような形で整理してきたわけですが、今おっしゃる備品あたりにつきましては、ややもすれば煩雑になると。しかも更新の際に、そういった情報のきちんと正しい処分であるとか、そういった管理にまで大きな影響を及ぼすという部分でございます。そのあたりを踏まえまして、来年度の当初予算からおきましては、しっかりと、シール云々というところも含めてでございますが、何台あつて、何台使い、何台在庫がある、壊れたときにはというような、しっかりと管理ができるところまで整理に努めたいと思ひますので、このたびにつきましては御理解賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、132ページ上段、住民課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、132ページ下段から134ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）民生一般管理事務の旧虹の郷有料老人ホーム開設に伴うNHK受信料を補正するというところでございますが、6,000円ということでございますが、このNHKの受信料というのは、町が払わなければならないというような契約でしょうか。その根拠は何でしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）ただいまの質問にお答えいたします。今、虹の郷につきましては、半分が障がい者のグループホームということで、こちらのほうはNHKの規定によりまして、受信料は要らないというような状況になっております。新たに開設しました有料老人ホームにつきましては、福祉施設というような位置づけになりませんので、全ての部屋において受信料が発生します。入居者の方につきましては家賃の中に含めておりますものから支出をさせていただきますが、管理人室、それから共有スペースのものにつきましては、町のほうであかり広場さんのほうからいただいてます家賃の中から支出するというような形で、町のほうが一旦支払いをいたしまして、家賃収入をそれに充てるというような形で契約をしております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）ちょっとお伺いしますけど、このNHKの受信料、家賃の中に入居者の方のNHKの受信料が含まれているという説明ですけど、先般、ちょっと入居予定者の方に聞いたら、新たにNHK受信料を払うのか、接続料を払うのか、何かわからんけど、それをしないとテレビが見えないと言われましたという説明がありましたけど、テレビを見る開始に当たって、どういう形を入居者に求めておられるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）申しわけない、ちょっと私、済みません、勘違いしております、入居者の方については、テレビを見られる方、見られない方、あると思いますので、受信をされる方については、個々でお支払いをいただくということになります。先ほどちょっと御説明のほうを訂正させていただきますが、受信料については個々でお支払いをいただくということになります。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）それは手続等はあかり広場ですか、事業運営者のほうでもらえるのか、それとも入居された方がそういった手続をして、NHKであったりテレビの受信ができるような形に持っていかにかいけんのか、それはどういう契約でなっておられるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）ケーブルテレビのほうが既に引き込みは終わっておりますので、契約につきましてはあかり広場さんのほうでしていただいて、月々の支払いは個人というような形になろうかと思えます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）それは受信料というのは、月々の契約とすれば、入居者が絶えず払っていくという形で間違いはないですね。確認です、済みません。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）今おっしゃったとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、134ページ下段、保育園について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、135ページ、農林課について質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）135ページの下段ですけれども、鳥獣被害対策事業で補正されていますが、できれば、猟友会が各校区にありますけれども、各校区別の、まだ年度途中ですけれども、捕獲頭数がわかる資料がもしあれば、参考として、どこの地域がやっぱり捕獲頭数が多いのかということも大事な資料ですので、後ほどでいいですのでお知らせいただきたいと思えますが、どうでしょうか、農林課長。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）失礼します。今回補正しますイノシシの有害鳥獣駆除の頭数でございます。手元のほうに一応資料が、今現在のものがございますので、ちょっと口頭ですけども、まず読み上げさせていただきますと思えます。一応阿毘縁地区のほうで10頭、山上地区で147頭、大宮地区で28頭、石見地区で75頭、日野上地区で48頭、多里地区で189頭、福栄で23頭となっております。合計しますと、520頭になっておりますけれども、10頭余分で今回は補正をさせていただきます。

ちなみに、先日、今回豚コレラの関係で、従来だったら猟期に入っているかと思うんですけども、その入った中で、今年度に限り、有害鳥獣駆除ということで、5,000円の県補助のみなんですけれども、補正をいただいたものが、これはちょっと全町のものしかありませんけれども、11月末で31頭、今とれているという御報告を受けております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、次に、136ページから138ページ、建設課について質疑を許します。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）いわゆる減額で、単県の小規模急傾斜が出ておりますけれども、昨年来の災害等で希望されたところが全て済んだという理解でよろしいでしょう

か。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）今回の単県小規模の急傾斜の崩壊地の対策事業の減額につきましては、当初予算、これにつきましては5カ所を計上していましたが、ですので、今回、実施精査と、県の補助金の割り当てが2地区になったということになりますので、3カ所が残っております。一応継続して、次年度の予算のほうに振りかえて再度計上して、県の事業費決定を受けてやるというふうな考え方でありますので、そういった御理解でお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）そういった場合に、どこからやるかっていうのが誰も困っておるわけでありまして、そこら辺のいわゆる順番決めあたりは何か基準とかがあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）どこからやるかですね、県との協議の中では、これ以外にも、5カ所以外にも対象になるものがあるかどうかということで、これ以外での斜面崩壊の事業、これは繰り越しの事業でやっておりますけれども、それと小規模の事業にのるもの。その中においても、実際、人が住んでいる住み家なり、崩壊して、住宅に直接土砂が当たってるとか、そういったものはやはり優先されますし、建物にまだちょっと離れてるなりいうものについては、対策が後になるというふうに思います。今回選んだ2カ所につきましては、県とも協議して、実際被害が直接生じてるものもありますので、今回、対策費が1カ所ちょっと大きくて3,000万になったということもあって、全体が、箇所数の進捗が下がったということが起因しております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）続きまして、次、139ページ、教育課について質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）町史編さん、予算についてはいいんですけども、お聞きしたいのは、60周年記念の町史ですね、発行をいつ配布予定されているのか、まずお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。町史の発行につきましてですが、今、委託業者と話もしておりますが、地域編と議会・行政編、この2つがございまして、年度内にはこの2冊を一緒に配布をするというのは非常に厳しいのではないかとということで、今、話をしております。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）ことしの10月には60周年記念があったわけですけども、当初、27年ぐらいから始まって、何人体制かはちょっと詳しくはわかりませんが、約4年かかっております。当初のときは、31年、ことしの春ぐらいに完成すると、印刷とかどうのこうので10月の記念式典には全部配布だという認識を持っておったんですが、今の状況を聞きまして驚いとるわけです。なぜ今ごろにそういう話をされるのか。かかった費用はいいですよ。これ、人件費とかかかってますけど、それに対してどうのこうの言いませんが、スケジュール管理というんですか、逆に言えば、1年近くずれ込んでしまってる、4年計画で。実は、日野町は3年ちょっとで10月にきちっと配布されておるんです。ただし、ページ数はわかりません。予算は2,000万ぐらいだそうなんです。日南町のボリュームちょっとわかりませんが、そのようなスケジュール管理、今後のために、将来70周年の記念号をつくるでしょう、恐らく。したときに、今回のやったやり方とかいろんなことのボリュームであるとかいうところが、次の70周年のつくるならば、生かさないといけないと思うので、その辺の今回の反省とかずれた要因とかいうのは、例えば現教育長に聞くのは酷かもわからなければ、前教育長に対して、どうなんでしょうかと。

○議長（山本 芳昭君）それは今の教育長に。

伊田教育長。

○教育長（伊田 典穂君）27年からの継続事業という形で行われておりますが、今年度に入りまして、60周年記念の節目にお配りをするという計画で取り組んでおりましたけれども、おっしゃるような、いろんな面での地域編、それから行政編、2つの作業が一度に来ているというところの業務管理の今年度に至っての不足だというふうに私は思っておりますので、そのあたり、大変時間がかかっているということの実態もありますし、いろ

いろと行政編のことについても、いろんな取り組みの中で、今々原稿を早急に立て直して
いくつていうような状況に至っております。マネジメントの要因が大きく影響していると
いうふうに私自身も非常に深く反省をしておりますし、60周年の記念の冊子というところ
ろで、今年度のうちに発行ができないってというのは、非常に私どもも申しわけないという
ふうに思っておりますし、その批判もお受けしたいというふうに思っております。ぜひ、
業者とのやりとりの中で、何とか今年度のうちというところで、地域編については発行が
できるんですが、増ページになっているというような行政編の進捗の状況もありまして、
そのあたりにつきましてはまた別に説明の場を持たせていただいて、この場では今回の補
正の部分について、お認めいただければというふうに思っております。後日、進捗のこと
については、改めて御説明をさせていただく必要があるというふうに考えておりますの
で、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）今、教育長の改めてその辺を説明するというところで、じゃ
あ、それをよろしく願います。思いは、やはり、一生懸命つくっておられた内容が、
校正とかいろいろされてると思うんですよ。焦って、また間違っ、後世に残してはいけ
ませんので、焦らずきちっとして、やはりそして納期管理ということをやっていたけれ
ばいいかなと思いますので、よろしく願います。御意見は結構でございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）今、同僚議員からありましたけども、私は、逆にやっぱり
最終校正段階は、慎重に慎重を期すという意味で、刷り直しなど訂正箇所がありますなん
ていうことを要覧で凡例に添付することがないように、しっかりと慎重な校正をしていた
だいて、間違いのない町史を発行してもらいたいというふうに思います。

ちょっと予算の、金額のことですけども、行政編集委員の委員会の開催が10人で24
日で、同じく地域編の編集委員の10人で3日ということ、日にちと人数はいいですけ
ども、3,500円という単価ですよね。これは何時間執務されて、例えば会議だけに出
席されるのか、単純に。何時間の会議なのか、編集委員の会議なのか、そのことも含め
て、会議の内容を示してください。よろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。この3,500円という金額ですけども、1
日約3時間、午前か午後かというのと、あと交通費、旅費も含めての金額ということ考
えております。

○議長（山本 芳昭君）いいですか。

○議員（8番 久代 安敏君）わかりました。1日3時間。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、令和元年度日南町一般会計補正予算（第6
号）について、質疑漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第105号の質疑を終わります。

次に、140ページから141ページ、議案第106号、令和元年度日南町国民健康保
険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第106号の質疑を終わります。

次に、142ページ、議案第107号、令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（
第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案107号の質疑を終わります。

次に、143ページ、議案第108号、令和元年度日南町介護サービス事業特別会計補
正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第108号の質疑を終わります。

次に、144ページから145ページ、議案第109号、令和元年度日南町簡易水道事
業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第109号の質疑を終わります。

次に、146ページから147ページ、議案第110号、令和元年度日南町下水道事業
会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で議案第110号の質疑を終わります。
次に、148ページ、議案第111号、令和元年度日南町病院事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）全員協議会のときに、何か事業管理者に質問をしたんですが、コンサルティング導入の必要性の中で、日南福祉会もコンサルティングを行ってるよと、どういうことをされたんですかという質問をしたんですが、そのときは答えられませんでした。その後、調査されましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君）聞いておりますが、コンサルタントを導入するという事は聞いております。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）そのときに、コンサルタントを導入しておりということ、ingなのか終わった後なのか、それをちょっと聞きたいんですが。

○議長（山本 芳昭君）中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君）現在やっておるというふうに聞いております。民間事業者さんですので、どこまで私のほうで答えていいのか、ちょっととりあえず質問についてはそういうこととございます。今やっておられるというふうには聞いております。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私が調べた内容とちょっと差異があるんですが、今やっておるんならば、今の理事長の命でやられるのか、私は前理事長に、それを確認したんです。三、四年前に、4年ほど前にやられたそうです。だから、ちょっと今言われた内容が違うので、今、本当にやられてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）大西議員、この今の予算に関係した質問ですか。

○議員（1番 大西 保君）はい。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）このコンサルティング導入に当たっての事業説明がございましたので、その必要性について、3項目あります。これが必要ですと、600万、今からいうと210万ですけど。だから、そのときに言ったのは、コンサルティング導入するに当たって、心構えなり、ある程度こうやらなければいけません。その中でも、日南福祉会もやってますよと、あかねの郷です、具体的に言えば。何かそれで、そうされとったそのときの内容なり過去の事例を見て、一番心配したのは、日南病院で講習会されたときに、やはりコンサルティングがされておって、いろんな意見が出ました。そのとき、受け入れ側とコミュニケーションですかね、それをきっちりしないと、ただ単なるコンサルタント来ていただいてやったよでは成果が出ないので、心配しとったわけ。そのために、一つの事例として日南福祉会もやっていると、だから、どういう経過でやって、どのように成果が出たかということではないと、ただ単にコンサルタント600万でやりましたよと。出たけど、それは聞くだけだとか、それではいけないんで、今回も導入するに当たって慎重にしてくださいという意味があったわけなんです。それで、あえてこの項目があって、身近なので、聞いたわけなんです。そういう意味で聞きました。

○議長（山本 芳昭君）それで答えが、今やっているとという答えでしたけど。

○議員（1番 大西 保君）だから、それでおかしいんじゃないですかと、本当ですかということなんです。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）実際されております。まだ結果が出てくるかどうかは別として、日南福祉会としてコンサルタントを入れてやっておりますということだけはお伝えできると思います。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）一般質問でもちょっと問いましたけども、総額600万とということですけども、このコンサルタントの報告ですよね。報告は、2年度にまたがっておられますけども、最終報告は当然契約の段階で、いついつまでに報告してくださいということと契約されると思うんですけども、その点について、報告の期日の見通しですよ、特に、病院経営については、町民の皆さんも心配しておられるので、やっぱりきっちり公開されて、病院のホームページでも公開されると思うんですけども、そういう期日等をまずお知らせください。

○議長（山本 芳昭君）福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君）お答え申し上げます。

まず、今の段階なんですけども、今まだいわゆる業者のほうは選定中、この後、お決めいた

だきましてから、選定に入らせていただきます。これは、いわゆるプロポーザルの方式で決めさせていただきまして、それで我々のいわゆる導入目的、共通に出しておりますので、各、恐らくフェーズごとに予定を立てていきまして、そのフェーズごとに報告をしていただくと。業者によっては、第1フェーズ、2カ月でまずお答えいただく、次のフェーズでお答えいただく、最終フェーズでお答えいただく。まず、やはり調査、ほとんどの業者の方々が、まずをもって調査から入っていきますので、調査の結果、こうであったというフェーズで結果をいただく。それに対して、次の段階でもって具体的にその行動に入っていく、あるいは目的の例えば一つにある、一番大きな問題であります療養病棟の転換、これが方向性がこういう形で立てましようというところで、またそこでしっかりと報告をいただくと。フェーズフェーズに応じて結果をいただいて、あるいは我々もそこに乗っかっていかなければいけません。ただ、いただいただけではいけませんので、そこに乗っかっていくのが我々の目的でございますので、ただ、やはりそれにつきましては、それぞれのいわゆる資料というものが、我々の中で見出せる資料とその中で専門的な部分でいただける資料とを合わせた中で、やはりそれぞれのフェーズに応じて、完成したもの、あるいは継続していくもの、それぞれに応じた内容の報告をいただくというふうに考えておりますので、今まだスケジュールリングが向こうから出てない以上は、この段階で何月です、何月ですというわけには、無責任なことは申し上げられませんが、少なくとも、一つの導入ごとに結果のほうをいただくというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）ないようでしたら、以上で議案第111号の質疑を終わります。議案第105号から議案第111号までの質疑を終わりましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号から議案第111号の補正予算関係7議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、議案第105号から議案第111号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定いたしました。

日程第17 令和元年陳情第7号

○議長（山本 芳昭君）タブレット陳情書ファイルをお開きください。日程第17、令和元年陳情第7号、日本政府へ核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書採択についての陳情書、陳情1件は、今期定例会までに受理した陳情につき、1ページの陳情文書表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたしましたから報告をいたします。

ついては、陳情1件は、今期定例会の会期中には審査を終了され、12月17日の最終本会議には委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

○議長（山本 芳昭君）本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって会議を閉じ、散会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定いたしました。

12月17日の本会議は、別に通知をいたしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時46分散会